

浅川町第5次振興計画

あさかわスマイルプラン

笑顔あふれる 住みよいまち 浅川

後期基本計画

(案)

令和3年1月

浅川町

目次

序論	1
第1章 計画策定にあたって	2
1. 計画策定の背景と目的	2
2. 計画の位置づけと役割	3
3. 計画の構成と期間	4
第2章 浅川町の将来像と計画の体系等	5
1. まちづくりの3つのキーワード	5
2. 目指す将来像	6
3. 人口の見通し	7
4. 将来像実現に向けた計画の体系	8
5. 重点プロジェクト	9
第3章 町民ニーズと社会の潮流	12
1. 反映すべき町民ニーズ	12
2. 対応すべき社会の潮流	19
後期基本計画	23
第1章 健やかで安心・快適な“暮らしづくり”	24
1. 保健・医療	24
2. 高齢者支援	28
3. 障がい者支援	32
4. 地域福祉	35
5. 社会保障	38
6. 環境保全・環境衛生	41
7. 上・下水道	45
8. 公園・緑化	49
9. 交通安全・防犯	51
10. 消防・防災	53
第2章 未来に輝く“人と文化づくり”	56
1. 子育て支援	56
2. 学校教育	59

3. 生涯学習	63
4. 青少年健全育成.....	65
5. スポーツ.....	67
6. 文化芸術・文化遺産	69
第3章 活力と交流に満ちた“産業づくり”	71
1. 農林業	71
2. 商工業	74
3. 観光・レクリエーション	77
4. 雇用対策	79
5. 消費者対策	81
第4章 持続的発展を支える“基盤づくり”	83
1. 土地利用	83
2. 道路・交通	85
3. 情報化	87
4. 住宅、定住・移住	90
5. コミュニティ	93
6. 男女共同参画	95
7. 町民参画・協働.....	97
8. 行財政運営	99

序 論

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と目的

本町では、「花火の里」、「吉田富三博士の生誕地」としての伝統文化をはじめとする本町ならではの特性・資源を生かした魅力と活力あふれるまちづくりを進めるため、平成27年度に、浅川町第5次振興計画『あさかわスマイルプラン』（基本構想：平成28年度～令和7年度、前期基本計画：平成28年度～令和2年度）を策定し、「笑顔あふれる住みよいまち 浅川」という将来像の実現に向けた様々な施策を積極的に推進してきました。

しかし、近年、少子高齢化・人口減少の一層の進行や全国各地における大規模な自然災害の発生、新型コロナウイルス感染症の発生をはじめ、社会環境は大きく変化し、様々な分野において新たな対応が求められています。

また、町内では、人口減少の歯止めに向けたさらなる取り組みが求められているほか、町民ニーズをみると、“健康福祉のまちづくり”をはじめ、“子育て環境・教育環境の充実”や“商工業の振興”が引き続き重視されています。

こうした社会環境の変化や町民ニーズ等に的確に対応し、将来像を実現するため、後期5年間の新たなまちづくりの指針として、浅川町第5次振興計画『あさかわスマイルプラン』後期基本計画（令和3年度～令和7年度）を策定します。

2. 計画の位置づけと役割

本計画は、以下のような位置づけ・役割を持つ計画として策定しました。

計画の位置づけ

浅川町の「最上位計画」

本町が策定・推進する各種計画のうち、最も上位に位置する「最上位計画」であり、町が行うあらゆる活動の基本となるものです。

計画の役割

浅川町民のまちづくりの共通目標

町民にとっては、これからのまちづくりの方向性や必要な取り組みを行政と共有し、まちづくりに積極的に参画・協働していくための共通目標となるものです。

浅川町の総合的な経営指針・主張

町行政にとっては、新たな時代の浅川町をつくり上げ、持続的に発展していくための総合的な経営指針となるとともに、国や福島県・周辺自治体に対し、浅川町の主張を示すものです。

3. 計画の構成と期間

本計画は、「後期基本計画」と「実施計画」で構成しています。
それぞれの構成と期間は、以下のとおりです。

後期基本計画

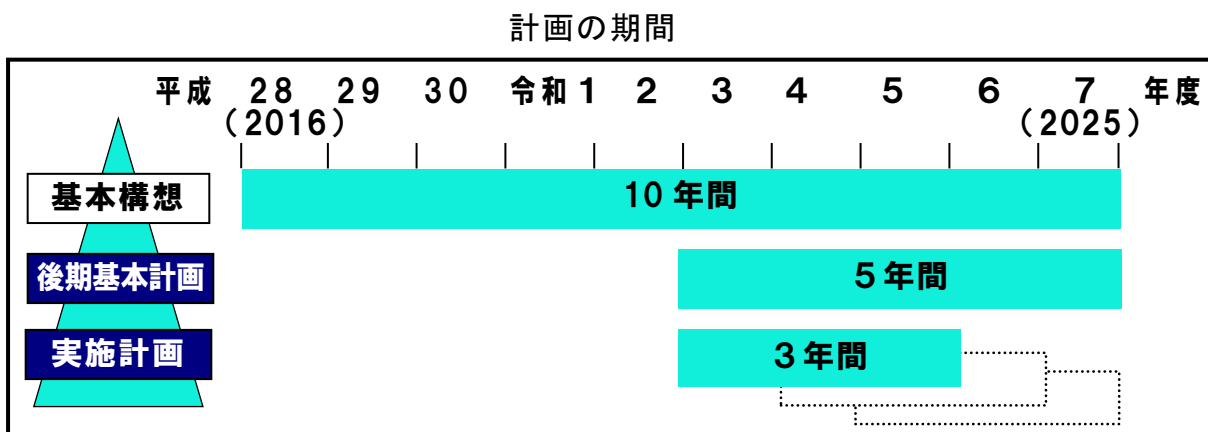
後期基本計画は、基本構想に基づき、また、前期基本計画の達成状況や町民ニーズ、社会環境の変化等を踏まえ、今後行う主要な施策等を示したものです。

計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

実施計画

実施計画は、後期基本計画に基づき、具体的に実施する事業の内容や財源、実施年度等を示したもので、別途策定するものとします。

計画期間は、向こう3年間とし、毎年度見直しを行います。



第2章 浅川町の将来像と計画の体系等

1. まちづくりの3つのキーワード

まちづくりのキーワードについては、基本構想に基づき、引き続き以下のとおりとします。

1 『暮らしやすさ』

町民一人ひとりの命や個性、生活を大切にし、暮らしやすさ、住みやすさ、安全・安心を重視した取り組みを推進し、ずっと住み続けたい、移り住みたいまちづくりを進めます。

2 『新たな活力』

多様な産業活動、住民活動の活発化を促し、新たな活力を呼び起こすとともに、多くの人や物が集まる、活気に満ちたまちづくりを進めます。

3 『人と人とのつながり』

町民と町民、町民や町民団体、民間企業等と行政とのつながりや結びつきを強め、多くの人々が心をつなげ、支え合い、助け合い、参画・協働するまちづくりを進めます。

2. 目指す将来像

将来像についても、基本構想に基づき、引き続き以下のとおりとします。

すべての分野において、町民のあたたかい心と郷土愛、特色ある伝統文化・地域資源をはじめとする本町の特性・資源を最大限に生かしながら、『暮らしやすさ』を重視したまちづくり、『新たな活力』を呼び起こすまちづくり、『人と人とのつながり』を強めるまちづくりを進め、子どもから高齢者まで、すべての町民が本町を心から愛し、笑顔でいきいきと暮らし、充実した人生を送っていることを実感できる、福島県中通り地方の南部にキラリと光る定住拠点を創造していくことを目指し、将来像を以下のとおり定めます。

笑顔あふれる 住みよいまち 浅川



注) 写真やイラストはイメージ。印刷時に適切なものと差し替え（以下同様）。

3. 人口の見通し

人口の見通しについては、基本構想において、「国が公表している予測値（令和7年度5,867人）を上回ることを目指す」としていましたが、令和元年度に策定した「浅川町第2期まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」に基づき、見直しを行い、具体的な目標人口を設定しました（国勢調査ベース）。

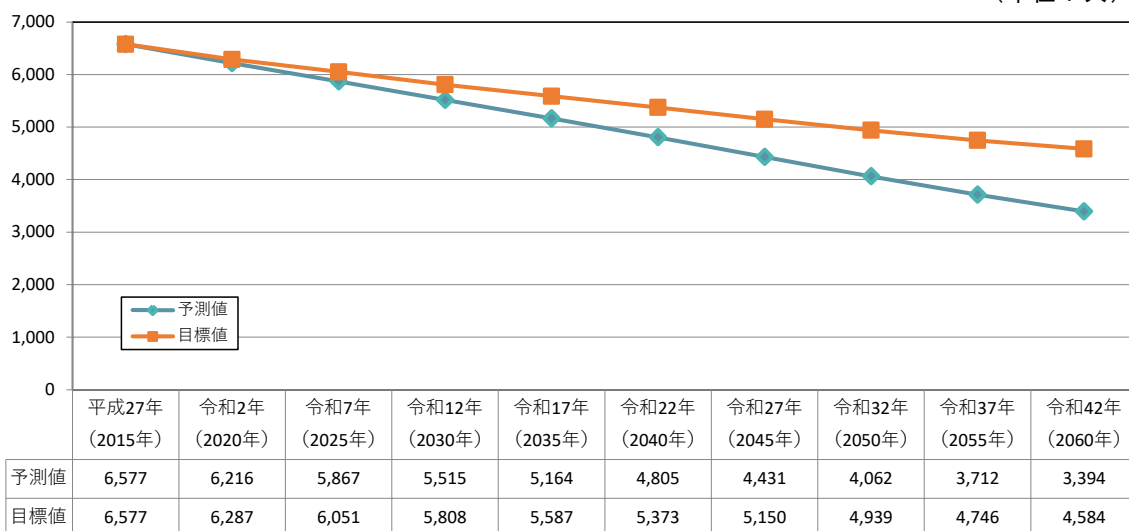
なお、このビジョンでは、令和42（2060）年に、4,500人の確保を目指すこととしており、本計画の目標年度である令和7年度の人口目標については、その過程の数値を算出したものです。

令和7年度の人口の予測値と目標値

予測値：5,867人
目標値：6,051人

長期的な人口の予測値と目標値（人口ビジョンより）

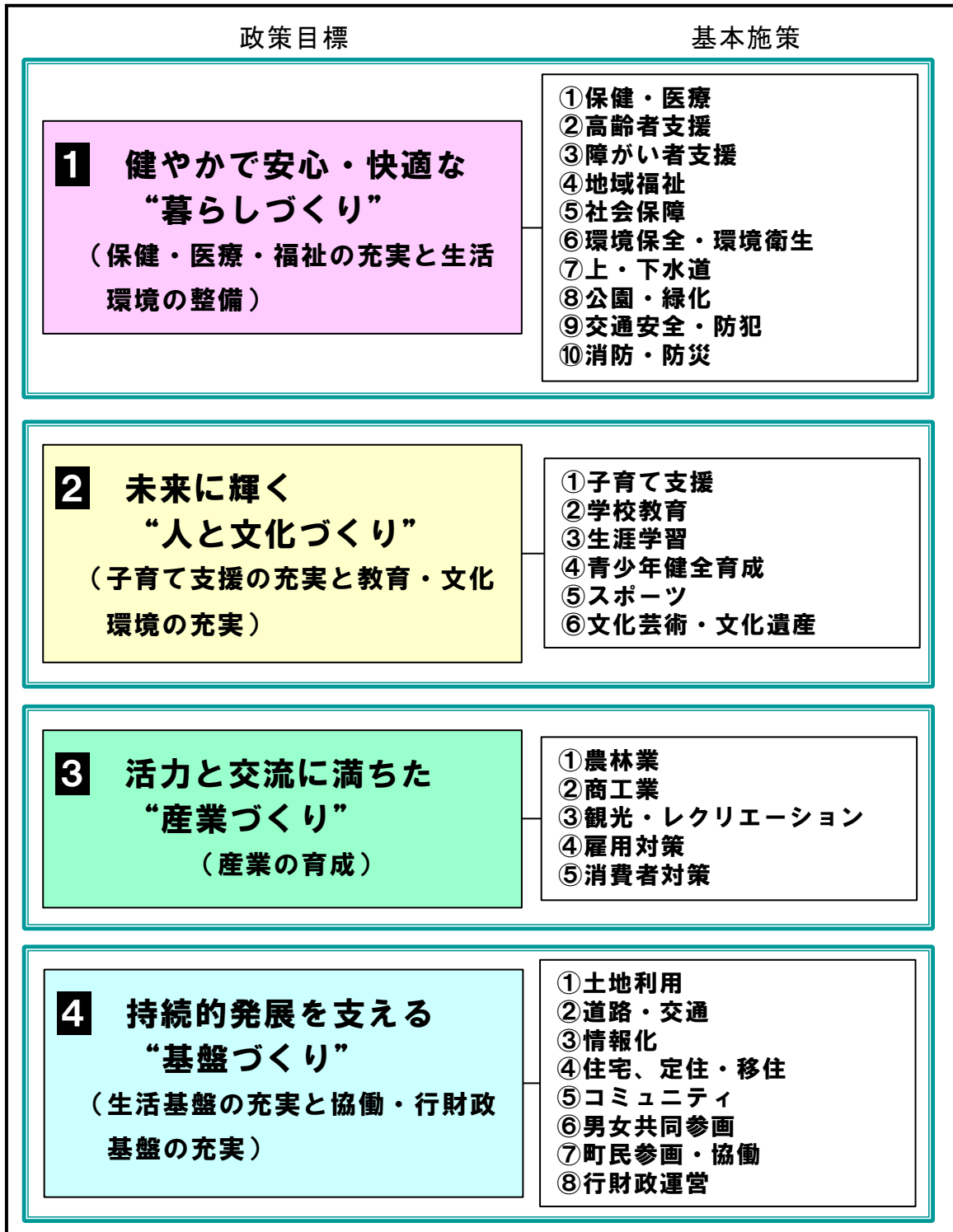
（単位：人）



注1) 予測値は、国立社会保障・人口問題研究所の推計に準拠した推計による。
注2) 目標値は、合計特殊出生率と純移動率（転入転出人口が総人口に占める割合）を望ましい値に設定した町独自の推計による。

4. 将来像実現に向けた計画の体系

計画の体系については、基本構想に基づき、引き続き以下のとおりとします。

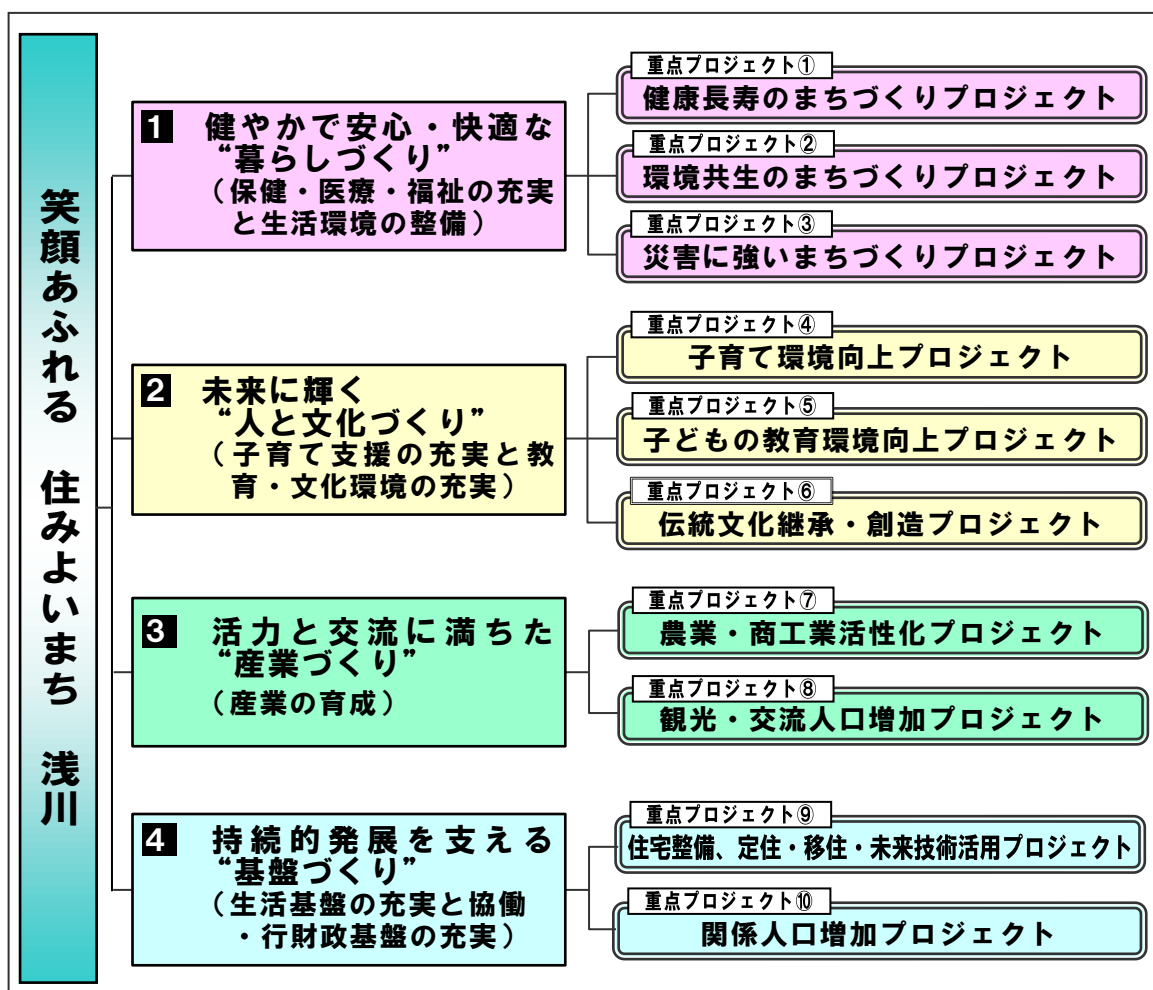


5. 重点プロジェクト

基本構想では、計画の体系に基づく基本施策ごとの取り組みを総合的に推進していくことを基本としつつ、その中から、「地方創生^{※1}」の視点、「選択と集中」の視点に立ち、新たなまちづくりにおいて、特に重点的・戦略的に取り組む「重点プロジェクト」（＝総合戦略施策）を定めています。

これらについても踏襲していくこととしますが、近年の社会環境の変化や国・県の動向を踏まえ、「未来技術の活用」と「関係人口の増加」に関するプロジェクトを追加しています（重点プロジェクト⑨と⑩）。

重点プロジェクト

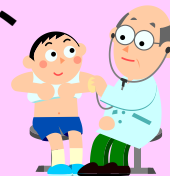


※1 人口減少の歯止めや東京圏への人口集中の是正等により、将来にわたって活力と魅力ある地方をつくり出すこと。

重点プロジェクト①

健康長寿のまちづくりプロジェクト

町民が生涯にわたって心身ともに健やかに暮らし、地域での支え合いができるまちづくりを目指し、保健・医療体制の充実や地区組織の支援、地域福祉体制の充実をリードする施策を重点的に推進します。



重点プロジェクト②

環境共生のまちづくりプロジェクト

環境と共生する循環型の持続可能なまちづくりを目指し、環境保全・環境衛生対策や下水道の整備をリードする施策を重点的に推進します。



重点プロジェクト③

災害に強いまちづくりプロジェクト

東日本大震災や近年の大規模災害の教訓を踏まえた、あらゆる災害に強いまちづくりを目指し、消防・防災体制の充実をリードする施策を重点的に進めます。



重点プロジェクト④

子育て環境向上プロジェクト

子どもの心身が元気に育つよう、家族が責任を持って子育てするとともに地域全体が子育てしやすい環境になることを目指します。また、子ども・子育て支援事業を強化します。



重点プロジェクト⑤

子どもの教育環境向上プロジェクト

子どもたちが、未来を担う人材として心身ともにたくましく育つまちづくりを目指し、学校教育や生涯学習の充実、青少年の健全育成をリードする施策を重点的に推進します。



重点プロジェクト⑥

伝統文化継承・創造プロジェクト

「花火の里」、「吉田富三の生誕地」としての誇りうるまちづくり、文化の香り高いまちづくりを目指し、文化芸術活動の促進と伝統文化の継承・創造をリードする施策を重点的に推進します。



重点プロジェクト⑦

農業・商工業活性化プロジェクト

町全体の活力の向上と雇用の場の確保を目指し、基幹産業である農業と商工業の活性化をリードする施策を重点的に推進します。



重点プロジェクト⑧

観光・交流人口増加プロジェクト

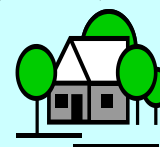
観光・交流人口の増加によるにぎわいの創出、観光・交流から定住・移住への展開を目指し、観光・レクリエーション機能の強化をリードする施策を重点的に推進します。



重点プロジェクト⑨

住宅整備、定住・移住・未来技術活用プロジェクト

人口減少の歯止めにつながる住宅の確保と快適・安全・安心な住環境づくり、転入人口の増加、新たな社会づくりを目指し、住宅の整備と定住・移住の促進、未来技術の活用をリードする施策を重点的に推進します。



重点プロジェクト⑩

関係人口増加プロジェクト

本町のまちづくりへの町外からの多様な人材の参画、何らかの関係から定住・移住への展開を目指し、本町と関わりを持ち、応援してくれる関係人口の増加をリードする施策を重点的に推進します。



第3章 町民ニーズと社会の潮流

1. 反映すべき町民ニーズ

本町では、本計画への町民ニーズの反映を重視し、町民及び中学生を対象としたアンケート調査を行いました。

その中から、町民アンケート調査（令和2年7～8月に18歳以上の町民2,000人を無作為抽出して郵送による配布・回収により実施。有効回収数773、有効回収率38.7%）の代表的な設問結果を抜粋すると、以下のとおりです。

① 町への愛着度と今後の定住意向

【町への愛着度】

“愛着を感じている” 81.7%（前回：78.9%）

“愛着を感じていない” 16.3%（前回：19.3%）

【今後の定住意向】

“住み続けたい” 72.6%（前回：71.7%）

“住みたくない” 10.6%（前回：13.6%）

町に対する愛着をどの程度感じているかについてたずねたところ、「愛着を感じている」と「愛着をやや感じている」をあわせた“愛着を感じている”人が81.7%と8割強にのぼっています。

また、今後も町に住み続けたいかについてたずねたところ、「これからもずっと住み続けたい」と「どちらかといえば住み続けたい」をあわせた“住み続けたい”人が72.6%と7割強にのぼっています。

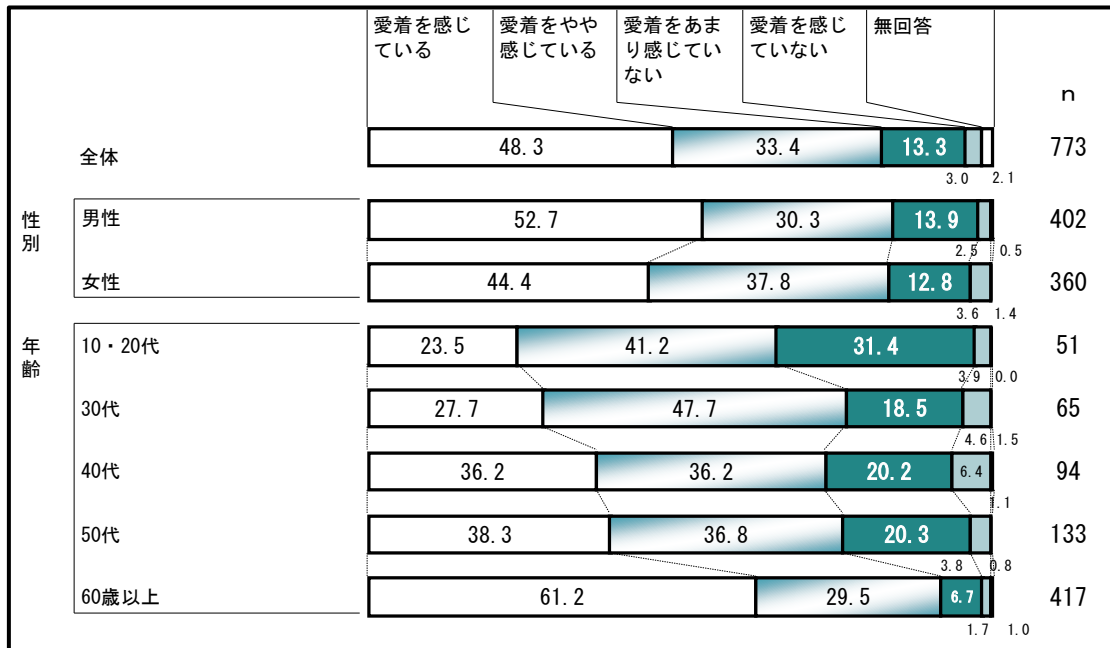
前回のアンケート調査（平成26年）の結果と比べると、愛着度・定住意向ともにわずかに高まっています。

性別・年齢別でみると、愛着度・定住意向ともに女性や10・20代で比較的低くなっています。

これらのことから、高い愛着度・定住意向を維持するとともに、女性や若者の愛着度・定住意向を高める環境づくりをいかに進めていくかが今後の課題としてあげられます。

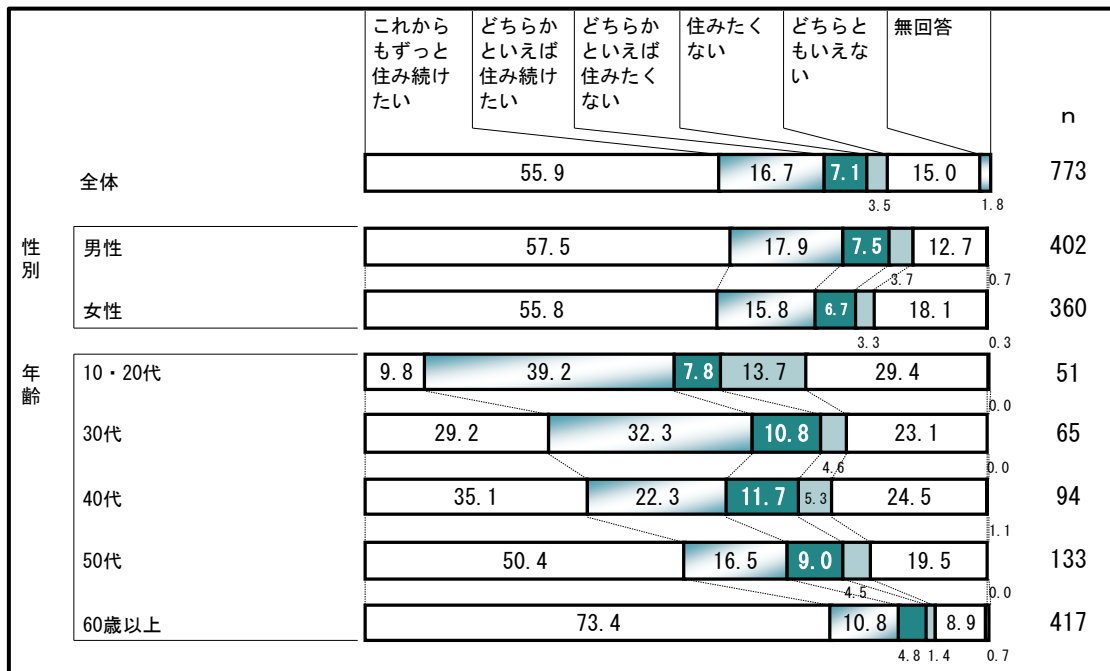
町への愛着度（全体・性別・年齢）

（単位：％）



今後の定住意向（全体・性別・年齢）

（単位：％）



② 町の各環境に関する満足度

【満足度が高い項目】

- 第1位 水道の整備状況
- 第2位 保健サービス提供体制
- 第3位 消防・救急体制
- 第4位 ごみ処理・リサイクル等の状況
- 第5位 し尿処理の状況

【満足度が低い項目】

- 第1位 工業振興・企業誘致の状況
- 第2位 商業振興の状況
- 第3位 観光・レクリエーションの状況
- 第4位 公共交通の状況
- 第5位 雇用対策の状況

町の各環境（4分野 46項目）について、「満足している」、「どちらかといえば満足している」、「どちらともいえない」、「どちらかといえば不満である」、「不満である」の5段階で評価してもらい、点数化しました。

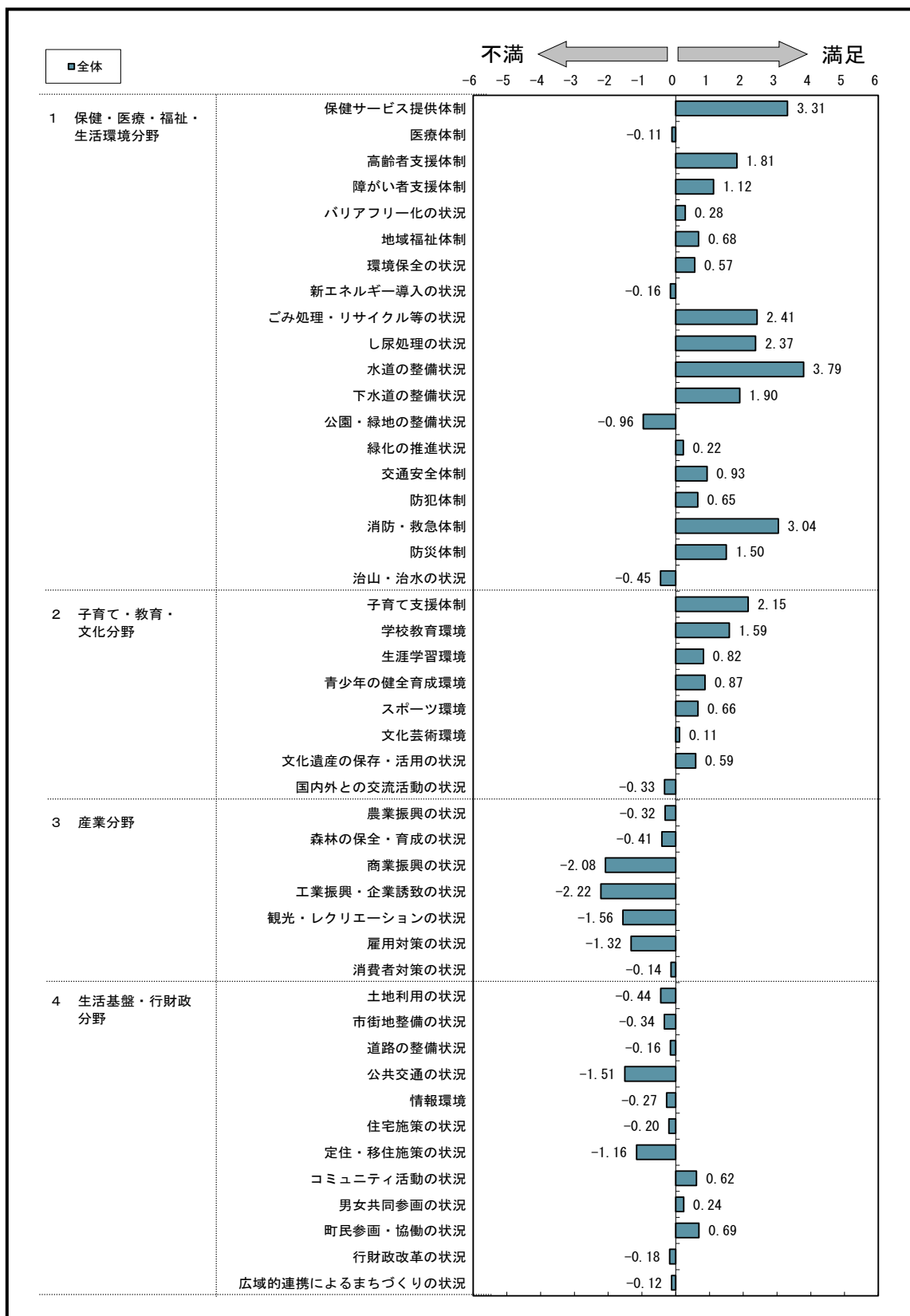
満足度が最も高い項目は「水道の整備状況」で、次いで「保健サービス提供体制」、「消防・救急体制」、「ごみ処理・リサイクル等の状況」、「し尿処理の状況」などの順となっています。

一方、満足度が最も低い項目は「工業振興・企業誘致の状況」で、次いで「商業振興の状況」、「観光・レクリエーションの状況」、「公共交通の状況」、「雇用対策の状況」、などの順となっています。

全体的にみると、保健・医療・福祉・生活環境分野と子育て・教育・文化分野の満足度が高く、産業分野と生活基盤・行財政分野の満足度が低くなっており、商工業をはじめとする産業の振興と、公共交通をはじめとする町の基盤づくりに課題を残しているといえます。

町の各環境に関する満足度

(単位：評価点)



③ 町の各環境に関する重要度

【重要度が高い項目】

- 第1位 消防・救急体制
- 第2位 水道の整備状況
- 第2位 防災体制
- 第4位 医療体制
- 第5位 子育て支援体制
- 第6位 高齢者支援体制
- 第7位 学校教育環境
- 第8位 ごみ処理・リサイクル等の状況
- 第9位 治山・治水の状況
- 第10位 保健サービス提供体制

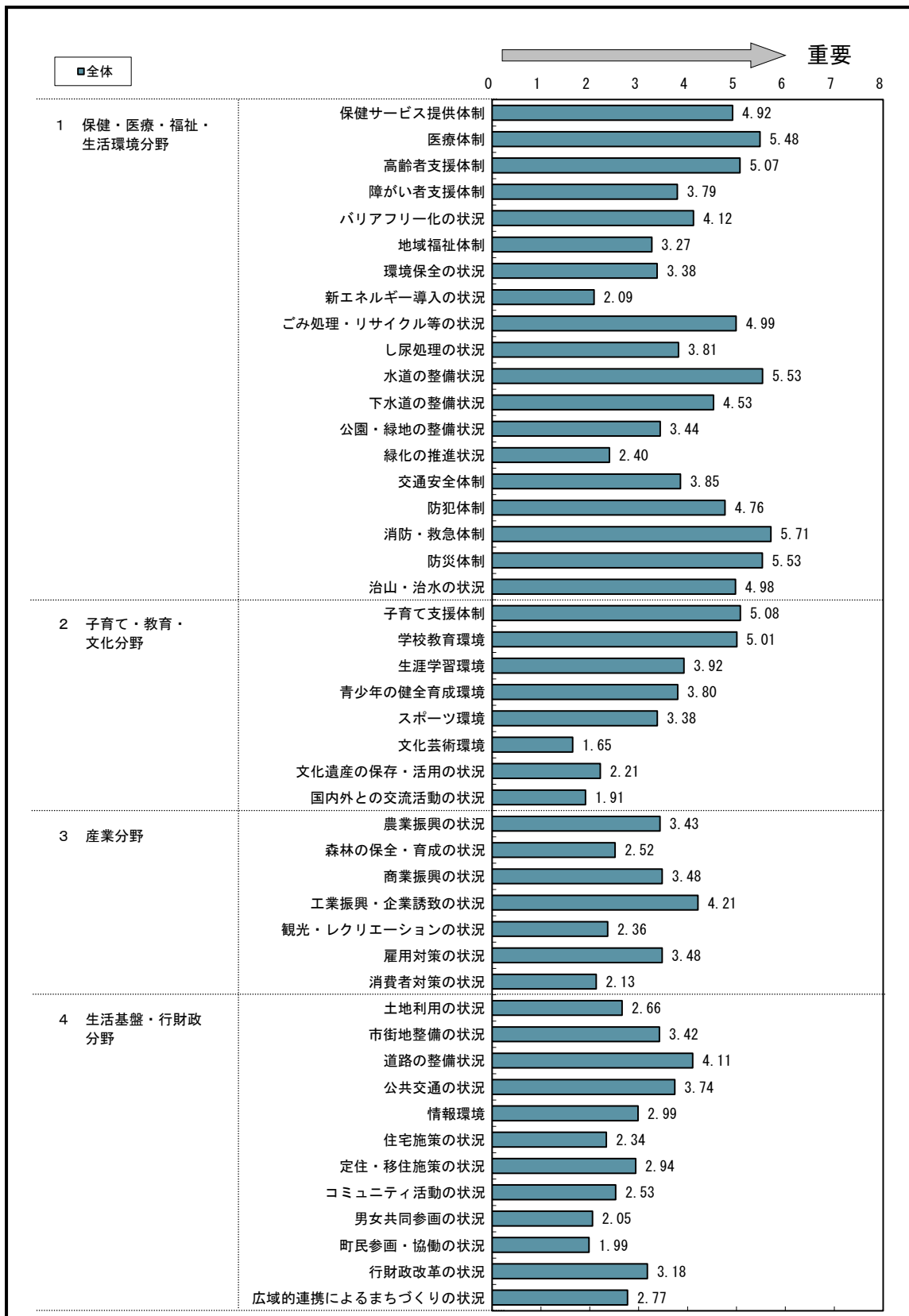
町の各環境（満足度と同じ4分野 46項目）について、「重視している」、「やや重視している」、「どちらともいえない」、「あまり重視していない」、「重視していない」の5段階で評価してもらい、点数化しました。

重要度が最も高い項目は「消防・救急体制」で、次いで「水道の整備状況」・「防災体制」、「医療体制」、「子育て支援体制」、「高齢者支援体制」、「学校教育環境」、「ごみ処理・リサイクル等の状況」、「治山・治水の状況」、「保健サービス提供体制」などの順となっています。

これら上位10項目をみると、8項目が保健・医療・福祉・生活環境分野の項目となっており、“健康福祉のまちづくり”と“快適・安全・安心な生活環境の整備”が重視されていることがうかがえます。

町の各環境に関する重要度

(単位：評価点)



④ 今後のまちづくりの特色

【今後のまちづくりの特色】

- 第1位 健康福祉のまち
- 第2位 子育て・教育のまち
- 第3位 商工業のまち
- 第4位 快適住環境のまち
- 第5位 町民参画・協働のまち

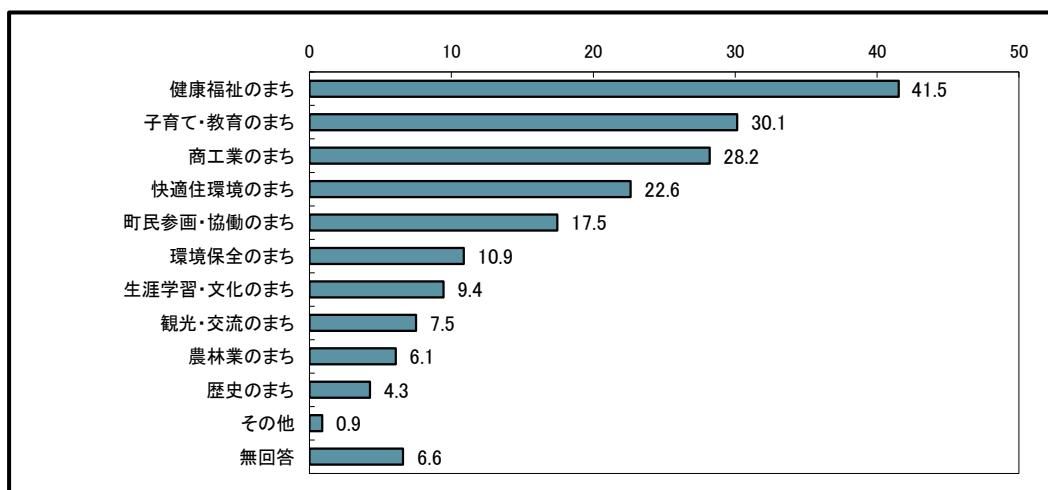
今後、本町をどのような特色のあるまちにすべきかをたずねたところ、「健康福祉のまち」が他を引き離して第1位、次いで「子育て・教育のまち」が第2位、「商工業のまち」が第3位で、“健康福祉のまちづくり”をはじめ、“子育て環境・教育環境の充実”や“商工業の振興”が重視されていることがうかがえます。

前回のアンケート調査の結果と比べると、上位項目に変わりはなく、今後のまちづくりの特色に関する町民の意識はあまり変わっていないことがうかがえます。

なお、これを年齢別でみたところ、50代以上では全体と同様に「健康福祉のまち」が第1位となっていますが、40代以下では「子育て・教育のまち」が第1位となっており、子育て中の年代では、“子育て環境・教育環境の充実”を望む声が強くなっています。

今後のまちづくりの特色（複数回答）

（単位：％）



2. 対応すべき社会の潮流

近年、国や自治体を取り巻く環境は大きく変化し、様々な分野で新たな対応が求められています。これからのまちづくりにおいて対応すべき代表的な社会の潮流は、以下のとおりです。

1 人口減少・高齢化の急速な進行

わが国では、少子化に歯止めがかからず、人口が急速に減少してきているほか、高齢化率も世界一の水準で推移し、超高齢社会を迎えています。このような中、地方創生の取り組みの一層の強化や、だれもが個性と能力を発揮し、活躍できる社会づくりが求められています。

このため、今後は、地域ぐるみの人口減少対策や、だれもが活躍できる社会づくりを一層積極的に進めていくことが求められます。

2 安全・安心への意識の高まり

全国各地における地震や大雨などによる大規模な自然災害の発生、新型コロナウイルス感染症の世界的流行、凶悪犯罪や特殊詐欺の増加などを背景に、安全・安心への人々の意識がさらに高まってきています。

このため、今後は、大規模災害に備えた防災・減災体制の強化をはじめ、あらゆる分野で安全・安心の視点を重視した取り組みを進めていくことが求められます。

3 環境・エネルギーへの意識の高まり

地球温暖化がさらに進行し、地球規模の深刻な問題となっているほか、国や地域においても、大気汚染や水質汚濁をはじめとする様々な環境問題が発生し、環境保全やエネルギーの循環に関する人々の意識がさらに高まってきています。

このため、今後は、温室効果ガスの排出削減や廃棄物のリサイクル、再生可能エネルギーの利活用をはじめ、持続可能な社会の形成に向けた取り組みを積極的に進めていくことが求められます。

4 教育の振興に向けた取り組みの進展

わが国では、「自立」・「協働」・「創造」の3つの方向性を実現するための生涯学習社会の構築を目指すという理念を引き継ぎつつ、将来の社会の変化を見据えた教育政策のあり方を示した「第3期教育振興基本計画」を策定し、教育改革を進めつつあります。

このため、今後は、こうした動向を踏まえ、また地域ならではの教育資源を生かしながら、特色ある教育行政を進めていくことが求められます。

5 地方の産業・経済の低迷

新型コロナウイルス感染症の影響等による景気の悪化をはじめ、人口減少による担い手不足や地域間競争の激化等に伴い、地方の産業・経済は非常に厳しい状況にあり、地域全体の活力低下や雇用情勢の悪化が大きな問題となっています。

このため、今後は、こうした厳しい状況を十分に踏まえながら、地方産業の維持・再生を促す取り組みを模索していくことが求められます。

6 情報化・技術革新の進展

ICT^{※2}の発展や様々な情報通信機器・サービスの普及等に伴い、あらゆる分野で情報化がさらに進んでいるほか、ロボットやAI^{※3}、IoT^{※4}などの技術革新が進展し、Society 5.0^{※5}といわれる新たな社会が到来しつつあります。

このため、今後は、これからのまちづくりに必要不可欠な社会基盤として、情報化や技術革新に積極的に対応していくことが求められます。

7 支え合う社会づくりの重要性の高まり

全国的に身近な地域で支え合う機能の低下やコミュニティの弱体化が懸念されています。しかし、少子高齢化が進み、また大規模な自然災害が相次いで発生する中、地域でお互いに支え合い助け合うことの重要性が再認識されてきています。

このため、今後は、あらゆる分野において、人と人が支え合い助け合う社会づくり、コミュニティの活性化に向けた取り組みを進めていくことが必要です。

※2 Information and Communication Technology の略。情報通信技術。

※3 Artificial Intelligence の略。人工知能。

※4 Internet of Things の略。様々な物体に通信機能を持たせ、インターネットに接続したり相互に通信することにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。

※5 仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）。

8 地方の自立と住民参画・協働の重要性の高まり

地方分権^{※6}・地方創生も新たな局面を迎え、これからの自治体には、地域における多様な人的資源を生かしながら、独自の政策を自ら考え、自ら実行していくことが強く求められます。

このため、今後は、住民や住民団体、民間企業等の多様な主体の参画と協働を促しながら、行財政運営のさらなる効率化を進め、将来にわたって自立・持続可能な経営体制を確立していくことが求められます。

9 SDGsに基づく取り組みの進展

平成 27 年の国連サミットにおいて採択されたSDGs（エス・ディー・ジーズ）^{※7}に基づき、世界各国で貧困や飢餓をなくすことをはじめとする共通目標の達成に向けた取り組みが進められており、わが国においても、推進本部を設置し、積極的に取り組んでいます。

このため、今後は、こうした動きを踏まえ、持続可能な地域づくりに向けた活動に取り組んでいくことが求められます。

^{※6} 国主導型行政から住民主導型・地域主導型行政への転換に向けた国と地方との関係や役割分担の改革。

^{※7} Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。国連加盟 193 国が 2016 年から 2030 年の 15 年間で達成するために掲げた目標で、17 の大きな目標と、それらを達成するための具体的な 169 のターゲットで構成されている。

後期基本計画

第1章 健やかで安心・快適な“暮らしづくり”

1. 保健・医療

現状と課題

わが国は、世界的に長寿国である一方、高齢化の進展とともに生活習慣病有病者の増加と重症化、要介護者の増加などが課題となっています。生活習慣病は、個人の生活スタイルや健康に対する考え方が病気の発症や悪化に関連していることが多く、予防のためには、各ライフステージにおける食生活や運動、休養などの健康づくりが重要となります。

本町においても、生活習慣病の罹患率、死亡者の割合は高い現状にあり、平成28年度に策定した健康増進計画・食育推進計画「第2次健康あさかわ21」をはじめ、種々の計画に基づき、妊娠期から高齢期までの健康づくりを支援する事業を実施しています。

子どもの支援については、妊産婦、乳幼児の母子保健対策、学童期、思春期から成人期の健康を見据え、学校保健と連携した「浅川町子どもの健康づくり支援事業」を中心とした健康づくり対策、予防接種を中心とした感染症予防対策などを重点施策として実施しています。

令和元年度には、子育て世代包括支援センターを開設しましたが、今後は、子育てを見守る「切れ目のない支援体制」を充実させていくことが必要です。

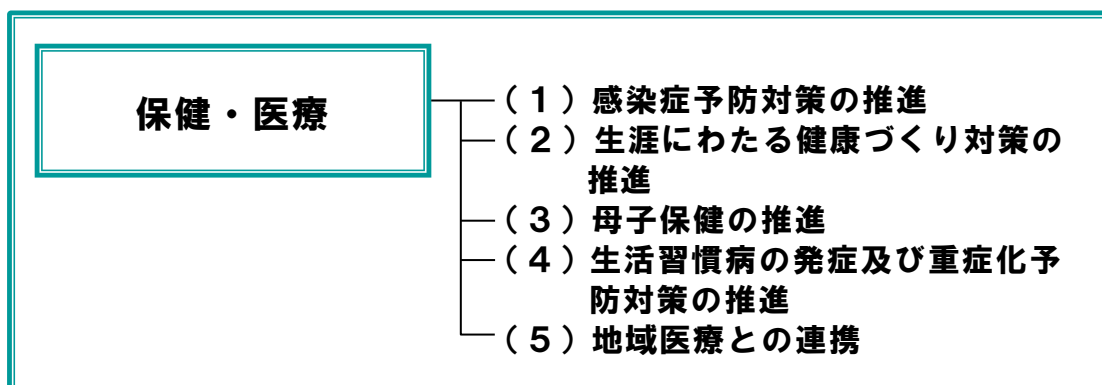
成人から高齢者の支援については、「第2次健康あさかわ21」の基本理念である「みんなが元気なところと身体で、生涯にわたり安心して暮らせるまちづくり」を基本理念として、8領域における分野別目標を設定し、がん検診や健康診査、健康教育・相談、訪問指導を行ってきました。がん検診の受診率は、県平均と比較し、すべてにおいて高い現状にありますが、今後は、がん検診精

密検査の受診率向上に取り組む必要があります。また、生活習慣病を早期発見するための特定健康診査は、受診率が県平均を上回っているものの年々減少傾向にあり、受診率向上を目指すとともに、特定保健指導の体制についても整備する必要があります。

身体健康とともに、こころの健康対策も重要です。現代は、生活や社会環境の変化に対応できず精神疾患を発症することも多いため、うつ、ひきこもり、自殺等の予防対策、こころの健康づくり対策に取り組む必要があります。

今後は、これまでの取り組みの成果と課題を踏まえ、心身の健康の保持・増進のため、町民一人ひとりが実践する健康づくりを基本に、家庭や地域が一体となった取り組みが、あらゆる世代の健やかな暮らしにつながるよう、保健センターを拠点として、各関係機関と連携した保健活動を展開していく必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 感染症予防対策の推進

重点プロジェクト①(総合戦略施策)

- ① 感染症の発生及びまん延を防止するため、各種予防接種に関する正しい知識の普及・啓発、定期予防接種受診の徹底、流行をとらえた定期外予防接種に取り組めます。
- ② 結核予防のため、結核検診及びBCG接種を実施し、結核の新登録者ゼロを維持します。

(2) 生涯にわたる健康づくり対策の推進

重点プロジェクト①(総合戦略施策)

- ① 児童・生徒の心身の健康を育み、発達段階に応じた主体的な健康づくりを推進するため、学校保健と連携し、「浅川町子どもの健康づくり支援事業」を実施します。
- ② 精神疾患や自殺対策、心の健康づくりについての正しい知識の普及・啓発と、支援に関連するゲートキーパー^{※8}などの人材育成に取り組むほか、ハイリスク^{※9}者の早期治療と社会復帰を支援します。
- ③ 生涯の食べる喜び、話す楽しみを維持するため、各ライフステージに応じたう蝕予防と歯周疾患予防の取り組みを推進します。
- ④ 住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができ、高齢者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう支援することや、要介護状態等となることの予防、要介護状態等の軽減、悪化の防止に向けた取り組みを進めます。なお、事業計画については、「浅川町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に定めます。

(3) 母子保健の推進

重点プロジェクト①(総合戦略施策)

- ① 子どもが心身ともに元気に育つよう、健康診査、歯科健康診査等の実施や個人を単位とした保健指導に取り組むなど、母子を包括的に支援します。
- ② 母子を切れ目なく見守るため、妊娠期から健康状態を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種相談に応じ、必要な情報提供、保健指導を実施します。
- ③ 障がいや病気のある子ども、またそれらが疑われる子どもを支援するための体制を整備します。

重点プロジェクト①(総合戦略施策)

(4) 生活習慣病の発症及び重症化予防対策の推進

- ① 町民の健康が保持・増進されるよう、個人を単位とした保健指導や集団健康教育に取り組み、既存の地区組織等とも連携した健康支援を実施します。

※8 悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る人。

※9 危険性が高いこと。

- ② 病気の早期発見と早期治療のため、健康診査やがん検診の受診を促進します。
- ③ 喫煙や飲酒の生活習慣に関連した健康被害の防止のため、各ライフステージに応じた正しい知識の普及・啓発に取り組みます。

(5) 地域医療との連携

重点プロジェクト①(総合戦略施策)

- ① 予防接種や施設検診の受診体制の確保、講演会の実施などについて、医師会や歯科医師会の協力が継続して得られるよう取り組みます。
- ② 福島県医療情報システムの利用について広く周知するほか、市民の医療ニーズを把握していきます。

2. 高齢者支援

現状と課題

わが国では、世界に類をみないスピードで高齢化が進んでおり、世界に先駆けて超高齢社会を迎えています。

特に本町では、国や県の水準を上回る勢いで高齢化が進み、令和2年8月1日現在の高齢化率は全国28.7%、県32.1%、本町33.5%となっています。

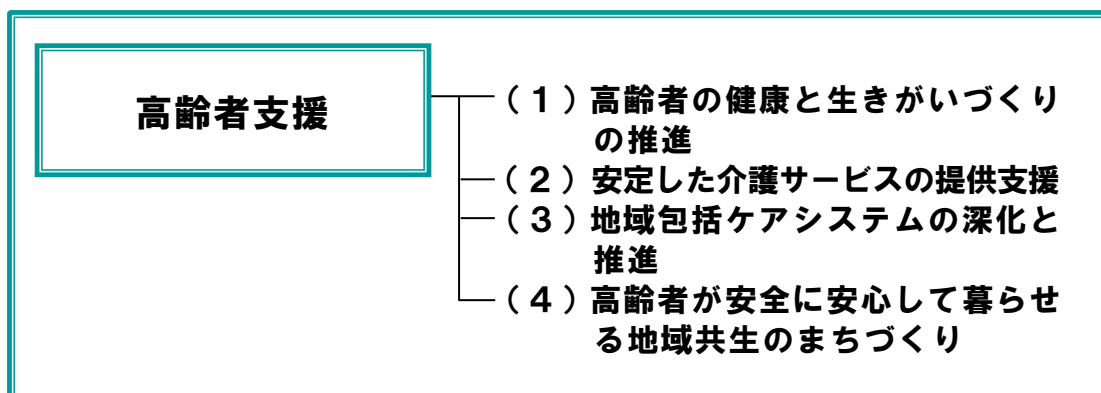
本町ではこれまで、老人福祉法、介護保険法に基づき3年ごとに高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定し、各事業の評価・見直しを行い、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、町と地域包括支援センターと社会福祉協議会が連携し、平成28年度より要介護認定を受けなくても利用できる緩和型のデイ・ヘルパーサービス事業を開始しました。また、地域住民の通いの場として地域サロンを立ち上げ、さらには、高齢者ニーズへの対応、地域ボランティア団体などの社会資源に関する情報の把握・整理により新たな資源の発掘を行うため、生活支援コーディネーターを配置しました。

今後も、本町の高齢化率及び介護保険認定率はさらに高まっていくことが見込まれ、これに伴い、介護・支援を必要とする高齢者や高齢者世帯が増加するとともに、生きがいづくりや社会参加に関するニーズも増大することが予想されるため、高齢者支援の充実は引き続き町全体の大きな課題です。

このため、今後は、地域包括ケアシステム^{※10}の深化・推進を図り、高齢者支援推進体制の一層の充実のもと、高齢者介護・福祉施策を計画的に推進し、高齢者ができる限り要介護状態にならず生きがいのある豊かな生活を送れるまちづくり、要介護状態になっても適切なサービスを受けながら安心して暮らせるまちづくりを進めていく必要があります。

※10 予防・介護・医療・生活支援・住まいなどのサービスが一体的に提供される仕組み。

施策の体系



主要施策

(1) 高齢者の健康と生きがいの推進

- ① 閉じこもりや孤立を予防し、元気な高齢者を増やすため、地域包括支援センターを中心として、高齢者世帯への訪問、地域サロンなどの通いの場への支援を行います。
- ② 疾病の早期発見・早期治療、認知症や生活習慣病の予防・重症化予防のため、健診体制・保健事業・個別支援を充実させるとともに、地区組織や関係団体と連携して啓発・普及していきます。また、フレイル^{※11}予防として、運動・口腔ケア・栄養による改善を図るため、専門職の知見を生かした効果的な介護予防に取り組みます。
- ③ 高齢者が自ら習得した経験や能力などを地域で生かすことで、地域に貢献し生きがいを持てる環境づくりを推進し、社会参加を支援します。

(2) 安定した介護サービスの提供支援

- ① 町内の介護事業所に様々な研修や情報交換の機会への参加を促進し、機能と連携を強化することによって、サービスの質の向上を促進するとともに、在宅から施設までのサービスを安定して提供するための介護人材等の育成や定着を促します。

^{※11} 加齢によって心身が弱っている状態のこと。高齢者の虚弱。

- ② 利用者に対して適切な介護サービスを確保するとともに、公正公平に制度を運用することにより、制度の信頼度を高め、将来にわたり持続可能な介護保険事業を円滑かつ適正に確保していきます。

(3) 地域包括ケアシステムの深化と推進

- ① 地域サロンや運動サークル等の通いの場への支援を継続して行い、町民同士の交流を促進するとともに、町民に担い手となってもらえるようボランティアの育成や活動支援を拡充していきます。
- ② 町の人口の4割が高齢者となる時代に備え、安定した医療や介護、生活支援サービスが一体的に提供でき、持続可能な生活支援サービスとしていくため、核となる地域包括支援センターの体制を見直し、さらに強化していきます。
- ③ 認知症の正しい知識の普及・啓発、認知症の人や家族を地域で支える仕組みづくりを行い、家族の負担軽減を図っていきます。
- ④ 在宅医療・介護連携を推進し、顔の見える関係づくりを深化し、サービスの質の向上を図るため、地域ケア会議や研修会を行います。

(4) 高齢者が安全に安心して暮らせる地域共生のまちづくり

- ① 公共交通機関の利用が不便である地域性を考慮し、高齢者の運転免許証の返納後も生活しやすい環境づくりや、高齢者が安全に運転することができる支援策の構築を関係課や関係機関と調整して進めていくとともに、移動販売車等の生活支援について、町民の意見を反映して検討を行います。
- ② 高齢者向けの各種住宅支援制度の普及を図り、高齢者のニーズに合った住まいの選択が行える環境の構築に努めます。
- ③ 高齢者が被害に遭いやすい事故や犯罪などの防止のため、啓発や防犯体制の強化、緊急時の連絡先の明確化、災害時の避難体制の整備を図るとともに、認知症高齢者等の見守りネットワークや支援策の定着のため、普及・啓発を行います。

- ④ 認知症高齢者や高齢者のみの世帯の増加等により地域資源や既存のサービスでは問題が解決できない困難事例が今後さらに増加することが見込まれることから、相談窓口のさらなる周知を図り、関係機関間での情報共有・連携体制を強化し、虐待や権利擁護に係る問題の早期発見・早期対応に努めるとともに、高齢者本人が希望した環境で少しでも長く生活維持ができるよう、成年後見制度等の権利擁護に関する制度の利用促進に努めます。

3. 障がい者支援

現状と課題

障がい者を取り巻く状況は、施設から地域へ、施策の実施主体も国・県から身近な市町村へと転換が図られ、法制度は目まぐるしく変化しています。

障がいの有無にかかわらず、だれもがお互いに人格と個性を尊重し、支え合いながら共生する社会づくりに向け、障がいの種別や程度に関わらず、障がい者が自ら居住場所や受けるサービス・支援を選択・決定し、自立と社会参加を実現することができる環境づくりが求められています。

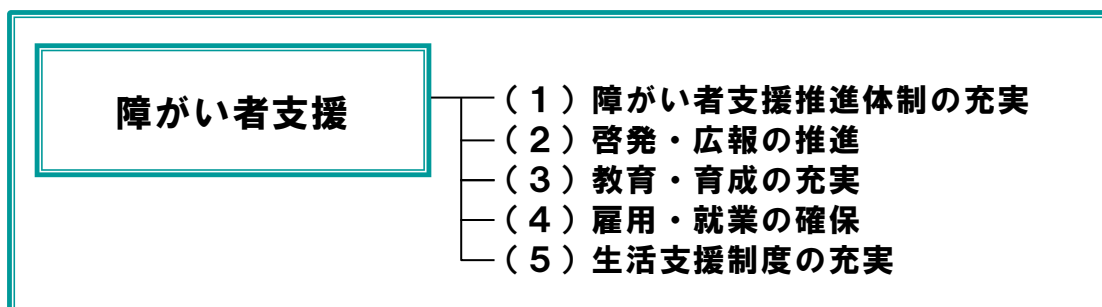
本町では、「障害者総合支援法」等の施行を踏まえ、町が中心的な実施主体となって障がい者を支援するとともに、石川地方地域自立支援協議会などにより、近隣町村や事業所等と連携を深めて各種施策を推進しています。

また、これまでの成果と課題を踏まえて「浅川町障がい者基本計画」及び「浅川町障がい福祉計画」、「浅川町障がい児福祉計画」の点検・評価・見直しを定期的に行い、すべての障がい者が安心して自分らしくいきいきと暮らせるよう施策・事業の充実に努めているところです。近年増加傾向にある発達障がいについても、保健師が中心となり、こども園等関係機関と連携しながら、早期発見や支援に取り組んでいます。

しかし、近年、障がいの多様化や支援者である家族等の高齢化、障がい者の地域移行の推進等により、障がい者支援のさらなる充実が求められています。

このため、今後は障がい者支援全般の内容充実を図るとともに、基幹相談支援センターを中心とした地域の支援体制構築の働きかけを行うことで地域資源の充実を図り、すべての障がい者が地域において安全・安心な生活を送ることができる共生社会の実現に向けたまちづくりを進めていく必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 障がい者支援推進体制の充実

各種制度の改正やニーズの動向等を勘案しながら、「浅川町障がい者基本計画」及び「浅川町障がい福祉計画」、「浅川町障がい児福祉計画」の点検・評価・見直しを定期的に行い、推進体制の強化を図ります。

(2) 啓発・広報の推進

- ① 障がいや障がい者福祉のことを町民へ広く周知し、関心や理解を深め、差別や偏見がなくなるよう、啓発・広報活動を推進します。
- ② 障がい者を対象とした各種手当や助成制度等の周知・啓発を行い、利用促進を図ります。

(3) 教育・育成の充実

- ① 支援が必要な子どもに対し、関係機関と連携し、多面的な支援にあたるほか、保護者に対しきめ細かな説明・相談等を行います。
- ② 障がい児保育・特別支援教育の充実を図るため、障がいの有無に関わらず地域で育てる環境づくりを関係機関へ働きかけます。

(4) 雇用・就業の確保

本人の希望を実現するため、関係機関・企業等と連携しながら、適切な障がい福祉サービスの利用や就労先に導くことで、一般就労及び職場定着を図ります。

(5) 生活支援制度の充実

- ① 関係機関と連携し、障がい者の在宅生活や日中活動、居住等を支援する各種障害福祉サービス提供事業所等の資源を増やすため、地域に対する働きかけを行います。
- ② 障がい者本人や家族等が抱える様々な問題解決に向け、助言や情報提供、関係機関との調整などの総合的な相談体制を整備します。

4. 地域福祉

現状と課題

少子高齢化の急速な進行に伴い、家族形態に変化がみられ、家庭の介護力の低下や地域における相互扶助機能の弱体化が進むとともに、高齢者等の孤立といった問題も発生しています。

このように家庭や地域を取り巻く環境が大きく変化する中、多様化する生活課題・福祉ニーズに対応し、だれもが安心して暮らせる地域社会をつくるためには、生活の主体者である住民を中心として、行政と事業者が協働してだれもがその人らしく暮らせる地域とその仕組みをつくり上げていくことが不可欠です。

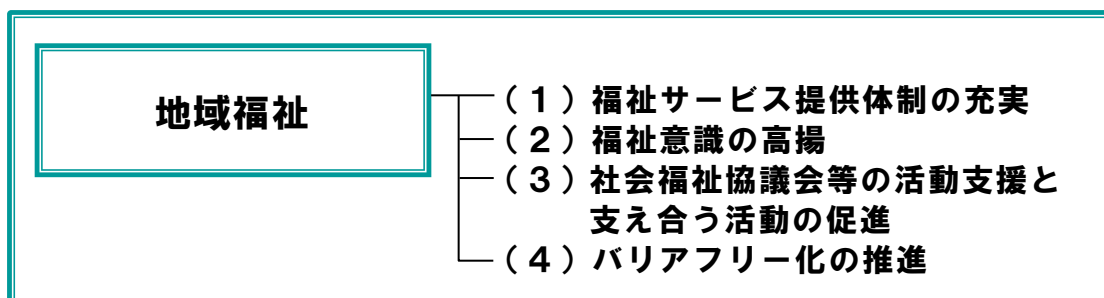
本町では、地域の高齢者や障がい者、ひとり親家庭等に対する各種福祉制度の情報提供や支援を行っているほか、地域包括支援センターや社会福祉協議会、民生・児童委員等を中心に、福祉ボランティア活動の促進や地域における福祉体制づくり、各種団体等との連携による地域に密着した町民参加型の様々な活動を展開しています。

しかし、今後も、少子高齢化や核家族化の傾向は続き、単身世帯や高齢者のみの世帯が増加し、近隣関係が希薄化するなど変化が激しい社会の中で、援助を必要とする高齢者や障がい者等が増加し、生活課題・福祉ニーズはますます増大・多様化することが見込まれます。

このため、より多くの主体の福祉活動への参画を促進し、生活のしづらさを抱えていても、他者の援助や権利擁護支援、社会資源を活用しながら、ともに生きることができる社会をつくり上げていく必要があります。

また、だれもが不自由なく、安全・安心な暮らしを送れるよう、利用しやすい施設の整備や道路環境の整備を進めていく必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 福祉サービス提供体制の充実

町民が自分に適したサービスを自ら選択し、安心して利用できるよう、関連部門、関係団体相互の連携強化、各種福祉サービスに関する情報提供・相談体制の充実等を図ります。

(2) 福祉意識の高揚

町民の福祉活動への参画を促すため、社会福祉協議会との連携のもと、広報・啓発活動や福祉教育を推進するほか、福祉イベントの開催、地域の高齢者や障がい者等と地域住民の交流事業等のさらなる推進を図り、町民の福祉意識の高揚に努めます。

重点プロジェクト①(総合戦略施策)

(3) 社会福祉協議会等の活動支援と支え合う活動の促進

- ① 「我が事・丸ごとの地域共生社会^{※12}」の実現に向け、社会福祉協議会をはじめ、民生・児童委員、各種福祉団体、福祉ボランティア団体、NPO等の育成・支援に努め、地域福祉を推進する多様な担い手づくりを進めます。
- ② 社会福祉協議会等と連携し、多様な担い手が一体となった福祉ネットワークの形成を促進し、見守り活動や生活支援活動、「高齢者サロン」の活動など、地域での支え合い活動・ふれあい活動を促していきます。

※12 制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会。

- ③ 障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に関する支援の一層の充実を図り、どんな方も安心して自分らしくいきいきと暮らせる町とします。なお、事業計画については、「浅川町障がい福祉計画」・「浅川町障がい児福祉計画」に定めます。

(4) バリアフリー化の推進

すべての町民が不自由なく安全に安心して暮らせる環境づくりに向け、新たに整備する公共施設を中心に、バリアフリー化^{※13}を推進します。

(※この計画は、「社会福祉法」第107条に定める「市町村地域福祉計画」を兼ねるものとします。)

^{※13} だれもが暮らしやすくなるよう、道路の段差の解消をはじめ、障壁(バリア)をなくす(フリー)こと。

5. 社会保障

現状と課題

国民健康保険は、被用者保険等に参加する人を除くすべての人を被保険者の対象とする公的医療保険制度であり、国民皆保険制度の最後の砦として重要な役割を担っています。その一方で、低所得者や高齢者が多く加入しているため、国民健康保険税の負担が重く、被用者保険と比較して一人あたりの医療費水準が高い傾向にあるなど、構造的な問題を抱えています。

平成 30 年度からは広域化により福島県が財政運営の責任主体となっており、「福島県国民健康保険運営方針」の中で、将来的に県統一保険料（税）率を目指すとされ、その実現に向けた検討・議論が重ねられています。

本町では、被保険者数が年々減少傾向にありますが、一人あたりの医療費は増大し続けており、その財政運営は極めて厳しい状況にあります。将来的な県統一保険料（税）率の実現を見据え、今後も継続して医療費の抑制や国民健康保険税の収納率の向上のための施策を実施していく必要があります。

後期高齢者医療制度は、75 歳以上の高齢者等の医療を国民が支える仕組みとして、平成 20 年度から導入されています。本制度についても、広域的連携のもと、適正な運営に努める必要があります。

国民年金制度は、老後の収入を保障するものであり、人々の生活にとって必要不可欠な制度です。

しかし、高齢になっても年金を受給できなかつたり、受けられた可能性があった年金を時効のために受給できなかつたりという問題も発生しています。

今後は、国民年金制度についての正しい理解をより一層深める必要があります。

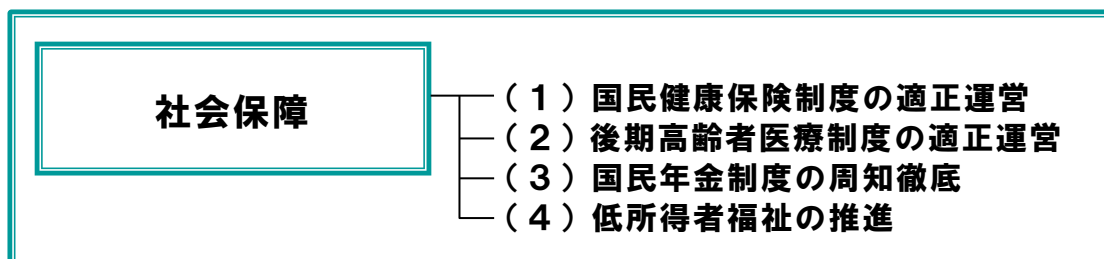
生活保護制度は、最低限度の生活を保障することと自立の助長を図ることを目的としていますが、景気の動向や労働環境の変化

等を背景に、被保護人員は全国的に増加傾向にあります。

本町では、令和2年4月1日現在の生活保護世帯は22世帯で、近年は減少傾向となっていますが、今後、社会・経済情勢の急速な変化に伴い、増加していくことも考えられます。

今後は、関係機関や民生・児童委員と連携し、低所得者に対する生活自立相談や生活保護制度等の利用に関する助言・指導など、経済的自立と生活意欲の高揚を促すための取り組みを継続する必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 国民健康保険制度の適正運営

- ① 保健事業の推進により、被保険者の健康意識の高揚と疾病予防、自主的な健康づくりの促進を図るとともに、適正受診の促進に向けた広報・啓発活動やレセプト^{※14}点検等に取り組み、医療費の抑制に努めます。
- ② 国民健康保険税滞納者に対する催告・納税相談の定期的な実施により、収納率の向上を図ります。
- ③ 国の制度改正の動向に応じ、新たな制度の周知や円滑な移行・運営に向けた取り組みを推進します。

※14 診療報酬明細書。

(2) 後期高齢者医療制度の適正運営

- ① 広域的連携のもと、後期高齢者医療制度の安定的かつ健全な運営に努めます。
- ② 国の制度改正の動向に応じ、新たな制度の周知や円滑な移行・運営に向けた取り組みを推進します。

(3) 国民年金制度の周知徹底

関係機関との連携のもと、広報・啓発活動や相談を行い、年金の必要性から受給方法に至るまで、国民年金制度にかかわる正しい知識と認識を深めていくとともに、未加入者の加入促進に努めます。

(4) 低所得者福祉の推進

低所得者が抱えている長期間の離職や住まいのことなど生活上の課題に対し、関係機関や民生・児童委員などと連携し、相談の充実に努めるとともに、生活保護制度や資金貸付制度、生活困窮者自立支援制度などの制度を活用し、生活困窮者が地域で孤立することのないよう、早期発見の仕組みづくりを推進します。

6. 環境保全・環境衛生

現状と課題

環境保全やエネルギーのあり方に対する人々の意識がさらに高まる中、低炭素¹⁵・循環・自然共生等を基本とした社会の形成が強くとめられています。

本町では、環境保全にかかわる広報・啓発活動等を推進し、町民の環境保全意識の高揚に努めながら、全町クリーンアップ作戦やボランティアによるごみ拾いの促進等に努めてきたほか、町独自の河川の水質検査の実施等による環境汚染の未然防止、「浅川町地球温暖化対策実行計画」に基づく公共施設における温室効果ガスの排出削減、さらには住宅用太陽光発電システムの設置支援などに努めてきました。

今後、こうした環境保全・エネルギーに関する取り組みは、地球環境の保全はもとより、町の魅力を向上させ、人々の定住・移住につながるものとして、本町のまちづくりにとって一層重要性を増すことが見込まれます。

このため、町民の自主的な環境保全活動の促進をはじめ、多面的な環境保全・エネルギー施策を推進し、豊かな自然環境・田園風景と共生する快適な生活環境を創出し、住むことを誇れるまちづくりを進めていく必要があります。

また、日常生活の身近な問題であるごみ問題は、近年、特に住民の要望・要求が大きく変化しています。

本町においても、生活の豊かさと引き換えに無駄な消費が増大し、ごみの処分量は、人口の大幅な減少と反比例して年々増加の傾向にあります。今後も永久に続くごみ処理問題は、最重要課題として長期的に取り組んでいくことが必要です。

本町におけるごみ処理は、石川地方生活環境施設組合によって行っており、平成14年度に整備された「きららクリーンセンタ

※¹⁵ 地球温暖化の最大の原因といわれる二酸化炭素の排出量を削減すること。

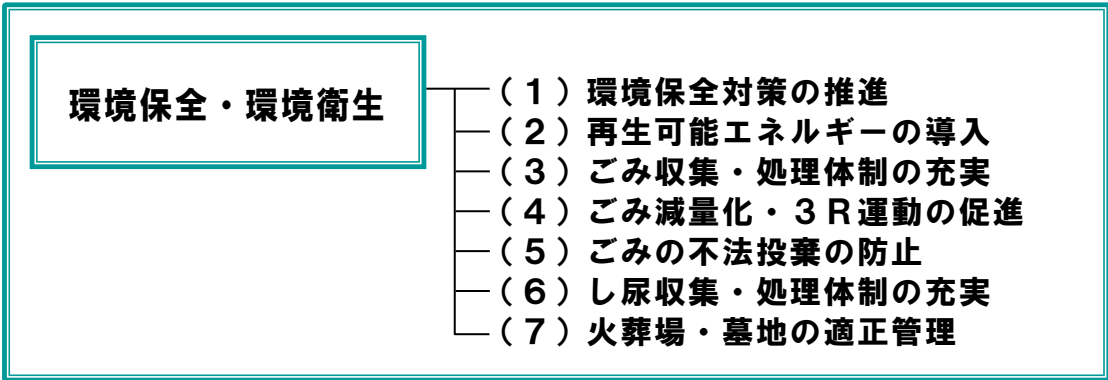
ー」において広域的に収集・処理及びリサイクル等を行っています。安全で住みやすい生活環境や美しい街並みの実現に向け、ごみステーションを監視する環境美化指導員を委嘱し、ごみの分別やごみステーションの清掃など、生活環境の改善に取り組んでいます。

また、一般町民及び関係組織代表者により、廃棄物減量等推進審議会を組織し、一般廃棄物の減量対策や処理に関する事項、地域におけるごみ処理問題について協議を行っています。町としては、ごみ収集日のごみステーションパトロールの実施、集中する不法投棄現場の清掃及び不法投棄警告看板の設置など、町全体の監視業務として定期的な環境改善運動を展開し、地域の苦情や要望に迅速な対応を行っています。

今後は、こうした状況を踏まえ、ごみの排出動向や廃棄物・リサイクル関連法を勘案しながら、広域的なごみ処理体制の充実を進めるとともに、町民の理解と協力のもと、ごみの減量化やリサイクル、不法投棄の防止等に一層積極的に取り組み、循環型社会の形成を目指していく必要があります。

一方、火葬場や墓地については、石川地方生活環境施設組合によって平成 21 年度に整備された火葬場と、平成 22 年度に整備された墓地がありますが、今後とも、広域的な連携のもと、適正管理に努める必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 環境保全対策の推進

重点プロジェクト②(総合戦略施策)

- ① 環境保全にかかわる広報・啓発活動等を推進し、町民の環境保全意識の高揚を図りながら、全町クリーンアップ作戦やごみ拾いをはじめ、自主的な環境保全活動を促進します。
- ② 「浅川町地球温暖化対策実行計画」に基づき、町が行う事務・事業で発生する温室効果ガスの排出削減に向けた取り組みを進めます。
- ③ 町独自の水質検査の実施等により、公害等の環境汚染の未然防止に努めます。

(2) 再生可能エネルギーの導入

重点プロジェクト②(総合戦略施策)

- ① 環境にやさしい社会の実現を目指し、住宅用太陽光発電システムの設置を支援します。
- ② クリーンエネルギーを利用した公用車の導入を行います。

(3) ごみ収集・処理体制の充実

重点プロジェクト②(総合戦略施策)

- ① 広域的連携のもと、ごみの排出動向や関連法に基づく分別収集体制の充実、広報・啓発活動の推進等を通じた分別排出の徹底に努めるとともに、環境美化指導員など地域住民の協力を得て、環境改善活動を推進します。
- ② 石川地方生活環境施設組合の一般廃棄物処理施設及び最終処分場の適正管理を行うとともに、最終処分場については、将来的な建設を見据えた適地の検討を進めていきます。

(4) ごみ減量化・3R運動の促進

重点プロジェクト②(総合戦略施策)

広報・啓発活動の推進や推進団体の育成等を通じ、町民のごみ減量運動や3R運動^{※16}を促進するとともに、廃棄物減量等推進審議会の提言を基本に、ごみ減量化の促進に努めます。

(5) ごみの不法投棄の防止

重点プロジェクト②(総合戦略施策)

広報・啓発活動の推進を通じて町民の環境保全意識の高揚に努めるとともに、環境パトロールの実施など監視及び適正処理対策を推進します。

※16 リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生使用）運動。

(6) し尿収集・処理体制の充実

広域的連携のもと、石川地方生活環境施設組合によるし尿収集・処理体制の維持・充実に努め、引き続き円滑な処理を行います。

(7) 火葬場・墓地の適正管理

広域的連携のもと、石川地方生活環境施設組合による火葬場・墓地の適正な維持管理・運営に努めます。

7. 上・下水道

現状と課題

全国的な水道の普及率は 98.0%と高い値を示し、平常時の安定給水はもとより、事故時や災害時においても一定の給水が求められていますが、水道を取り巻く状況は厳しく、節水施策の浸透及び少子高齢化や産業構造の変化による水需要の減少傾向、施設の老朽化による更新需要の増加、災害対策の必要性など、多くの課題に直面しています。

本町においても、水道普及率は 98.8%と高い値を示しており、水道の普及から、施設の維持管理に事業が移行している状況にあります。

しかし、設置から 40 年を超える水道施設が増加しており、老朽化による施設の経年劣化、井戸能力の低下による水量の減少といった問題が発生しています。また、本町の水道料金は県内では比較的安い料金設定となっていますが、給水原価が供給単価を上回っている状況にあり、施設の更新を進めていくためには、適正な水道料金を設定するとともに、健全経営に努めなければなりません。

これらの問題を解決するためには、将来の水需要を踏まえた長期的な計画に基づき、事業を効率的に実施していく必要があります。

一方、下水道は、快適で住みよい居住環境づくりと河川等の公共水域の水質汚濁の防止・改善をはじめ、多面的な機能を持ち、人々の生活に大きな役割を果たしています。

本町では、平成 12 年度に公共下水道事業に着手し、全体計画（144.2ha・令和 6 年度事業完了予定）に基づいて事業を推進しています。

汚水事業は、平成 17 年度に供用を開始し、令和元年度末の全体計画に対する整備率は 79.2%、普及率は 41.2%となっています。雨水事業は、平成 27 年度に事業に着手し、主に町中心部市街地における浸水被害の最小化に向けて事業を推進しています。

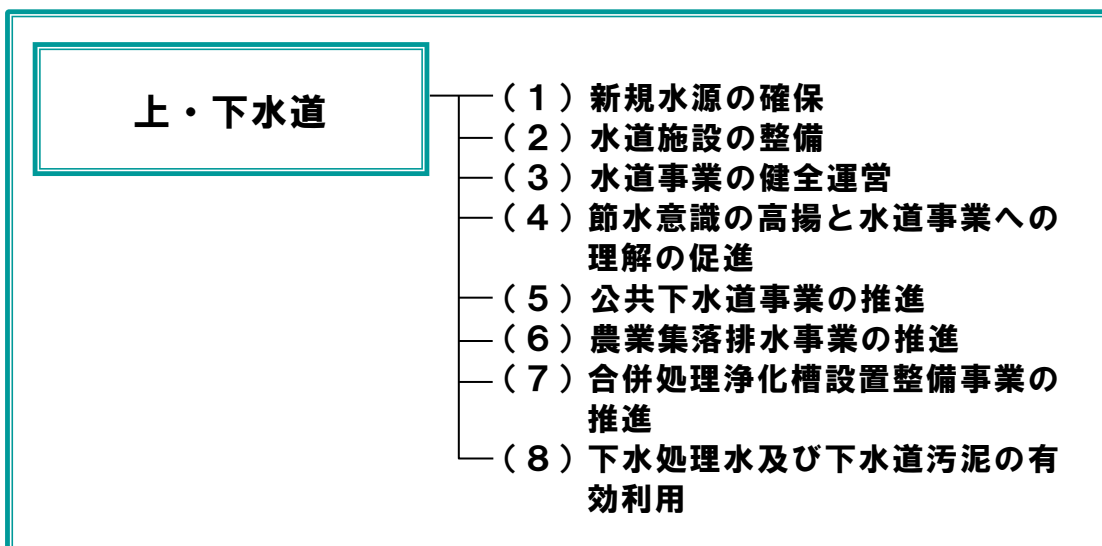
公共下水道の整備は、多大な経費と長い年月を要しますが、これからのまちづくりに欠かせないものであり、整備手法等について適宜検討しながら、計画的・効率的に進めていく必要があります。

農業集落排水事業は、大草地区において平成 16 年度に供用を開始しており、現在の本地区の人口は 92 人、加入人口は 53 人で接続率は 57.6%となっています。未接続農家に対し加入依頼をしていますが、今後も継続して加入促進に努めていく必要があります。なお、供用開始から 15 年以上が経過しており、施設内の機器の機能低下や故障が懸念されるため、管理委託業者との連携を強化して施設の整備に努める必要があります。

また、公共下水道事業及び農業集落排水事業の対象区域外については、合併処理浄化槽の設置を促進するとともに、単独浄化槽から合併処理浄化槽への設置替えも積極的に支援しています。

河川の水質汚濁の防止や快適な居住環境の実現に向け、今後、町全域の下水・生活排水処理施設の整備を目指していく必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 新規水源の確保

- ① 現有水源の水量の減少や深井戸の老朽化等を踏まえ、新規水源の確保に向けた調査や候補地の絞り込みを行い、新規深井戸の確保に努めます。
- ② 既存の深井戸の定期的な点検を行い、井戸の延命などの適正な管理を行います。

(2) 水道施設の整備

老朽化に伴い更新時期を迎える施設については、耐震化を進めるとともに、事業の効率化等を総合的に勘案し、統廃合を含めた整備を計画的に推進します。

(3) 水道事業の健全運営

施設の管理体制を充実し、効率運転に努め、経費の削減を図ります。

(4) 節水意識の高揚と水道事業への理解の促進

限りある水資源を有効に活用するため、節水意識の高揚、水道事業に対する理解と協力を促すための広報・啓発活動を行います。

(5) 公共下水道事業の推進

重点プロジェクト②(総合戦略施策)

- ① 厳しい財政状況等を勘案し、整備手法や整備区域等を適宜検討・見直しながら、公共下水道事業（汚水事業・雨水事業）を計画的・効率的に推進します。
- ② 供用開始後の施設の適正な維持管理・長寿命化に努めるとともに、水環境・水循環に関する広報・啓発活動等を推進し、加入を促進します。

(6) 農業集落排水事業の推進

- ① 農業集落排水施設について、機器の交換や工事に取り組むとともに、管理委託業者の巡回点検の強化を図りながら加入者にも適正な利用を呼びかけ、維持管理・長寿命化に努めます。
- ② 未接続農家に対する個別訪問を行い、加入を促進します。

(7) 合併処理浄化槽設置整備事業の推進

重点プロジェクト②(総合戦略施策)

公共下水道事業や農業集落排水事業の対象区域外については、快適な居住環境を確保するため、引き続き合併処理浄化槽の設置及び単独浄化槽・汲取り便槽から合併処理浄化槽への設置替えを積極的に促進していきます。

(8) 下水処理水及び下水道汚泥の有効利用

循環型のまちづくりの一環として、処理施設において発生する下水処理水や下水道汚泥の有効利用を進めます。

8. 公園・緑化

現状と課題

公園は、住民のいこい・やすらぎの場、スポーツ・レクリエーションの場、子どもの遊び場であるとともに、災害時には避難場所となる重要な施設です。

本町には、城山公園として親しまれている青葉城跡をはじめ、弘法山公園、農村公園、児童公園などがあり、多くの人々に利用されています。

しかし、全国的に老朽化した遊具等の利用による事故が発生する中、公園の適正な維持管理が求められているほか、多くの町民が集まることができ、災害時の避難場所、復旧・復興の拠点としての役割も果たすことができるオープンスペース^{※17}の確保等も求められています。

このため、既存公園の維持管理の充実に努めるとともに、多くの町民が集まることができると新たな公園の整備について検討していく必要があります。

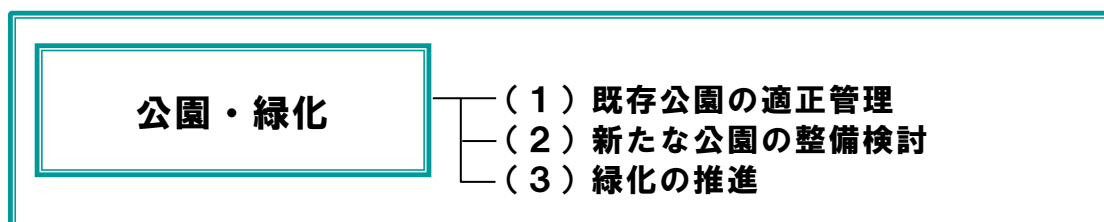
また、本町では、緑化推進事業として、町内の小・中学校や企業に緑の募金の協力依頼を行い、募金実績をもとに算出された交付金を町内の小・中学校や企業、公共施設の緑化推進のために還元しています。

しかし、町民アンケート調査の結果では、緑化の推進状況に関する町民の満足度は比較的低い状況（「満足」と「どちらかといえば満足」の合計比率が19.8%）にあり、さらなる取り組みが求められています。

今後は、緑の募金に関する取り組みを継続しながら、町内の各行政区や小・中学校、企業等に花の苗を配布するなど、町ぐるみの緑化運動を展開していく必要があります。

※17 都市や住宅地で建物の建っていない空間。

施策の体系



主要施策

(1) 既存公園の適正管理

- ① 市民の身近ないこい・やすらぎの場、子どもの遊び場を確保するため、また、安全性の確保と利用の促進に向け、既存公園施設・設備の定期的な安全点検及び維持管理・改修を行います。
- ② 地域住民による公園の愛護活動を促進し、協働による維持管理体制の充実に努めます。

(2) 新たな公園の整備検討

多くの市民が集まることができ、子どもの遊び場及び防災空間としての役割も果たすことができる新たな公園の整備について検討していきます。

(3) 緑化の推進

- ① 市民に緑化活動について興味を持ってもらえるよう、緑の募金の用途等を周知しながら、協力の依頼に努めます。
- ② 花の苗の配布などにより市民等の花いっぱい運動を促進し、緑あふれる住みよいまちづくりや健全な公共の場にふさわしい環境整備を進めます。

9. 交通安全・防犯

現状と課題

近年、全国的に交通事故は減少傾向にありますが、高齢者の死亡事故の割合が高く、また、シートベルト非着用による死亡事故が多く、その対策が大きな課題となっています。

本町では、歩道や路面の整備など安全な道路環境づくりを進めるとともに、関係機関・団体と連携し、交通安全教育や啓発活動を推進し、町民の交通安全意識の高揚に努めており、交通事故発生件数・死傷者数ともに少ない傾向にあります。

しかし、国道 118 号をはじめとする主要道路では交通事故が依然として発生しており、高齢者による事故も増加傾向にあります。

このため、今後の高齢化の進行等も勘案し、交通安全意識の高揚や危険箇所を中心とした交通安全施設の整備など、交通安全対策全般の一層の強化が必要です。

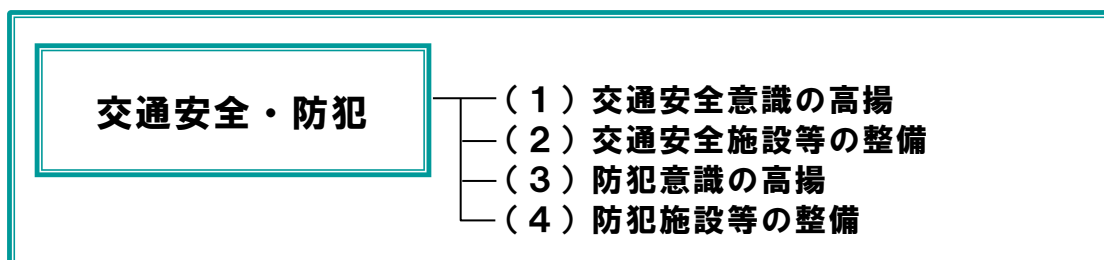
また、全国的に犯罪の認知件数は減少傾向にありますが、なりすまし詐欺などの特殊詐欺は認知件数及び被害総額が高水準で推移しており、青少年の詐欺への加担なども問題視されています。

本町では、関係機関・団体と連携し、街頭指導・啓発をはじめ各種防犯・地域安全活動を展開しています。

しかし、本町においても特殊詐欺の電話などが発生しており、また、高齢化や核家族化、コミュニティ意識の希薄化などに伴う地域の犯罪防止機能の低下が懸念されています。

今後は、関係機関・団体との連携をより一層強化し、町民の防犯意識の高揚や自主的な地域安全活動の促進、犯罪の起こりにくい環境の整備に努める必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 交通安全意識の高揚

関係機関・団体と連携し、高齢者に対する交通安全指導をはじめ、広報・啓発活動や交通安全運動期間の集中啓発活動等を推進するとともに、小学生への夜光反射材のランドセルカバー、新入学児童への啓発品を配布し、町民の交通安全意識の高揚に努めます。

(2) 交通安全施設等の整備

国・県道の交通安全施設の整備充実を要請していくとともに、町道等においてもカーブミラーなどの交通安全施設の整備を図ります。

(3) 防犯意識の高揚

関係機関・団体と連携し、防犯にかかわる街頭指導や広報・啓発活動を推進し、町民の防犯意識の高揚に努めるとともに、石川郡「地域安全の日大会」などの行事に積極的に参加し、地域ぐるみの地域安全活動を促進します。

(4) 防犯施設等の整備

夜間の犯罪防止と通行の安全性確保のため、防犯灯の設置・修繕及びLED^{※18}化を進めるほか、子どもの緊急避難場所「たすけて110番の家」の周知に努めます。

※18 発光ダイオード。白熱灯に比べ大幅な省エネルギーが可能。

10. 消防・防災

現状と課題

東日本大震災以降も、全国各地で大規模災害が頻発しており、本町においても、令和元年東日本台風により住家等に大きな被害が発生しました。

本町の消防体制は、常備消防として須賀川地方広域消防組合の石川消防署浅川分署、非常備消防として浅川町消防団があり、互いに連携しながら地域消防・防災に大きな役割を果たしています。

しかし、今後、生活様式の多様化や高齢化の進行等に伴い、火災発生要因の複雑・多様化や救急需要の増加等が見込まれ、常備消防・救急体制の一層の充実が求められています。

消防団においても、被雇用者の占める割合の増加による昼間時の機能の低下や若年層の減少による団員確保の困難さ、団員の高齢化等の問題がみられ、消防力の低下が懸念されています。しかし、平成25年度に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が施行され、消防団の地域における役割は増大しています。

施設・装備面においても、防火水槽・消火栓等の消防水利の充実が求められているほか、火災等の発生に対し確実・迅速な消防活動を行うため、消防車両や各種装備の計画的な更新が必要であり、防災拠点である消防屯所の老朽化対策として修繕や建て替えにも取り組んでいく必要があります。

このため、広域的連携のもと、常備消防・救急体制の充実を進めながら、消防団の活性化対策を推進するとともに、消防施設・装備の整備充実を進め、消防力の強化を図る必要があります。

防災面については、高齢化が急速に進む中、避難行動要支援者^{※19}の情報収集・伝達及び避難対策の確立、河川・水路の改修や浚渫、土砂災害危険箇所等の把握・周知による災害防止対策、さ

^{※19} 高齢者や障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人。

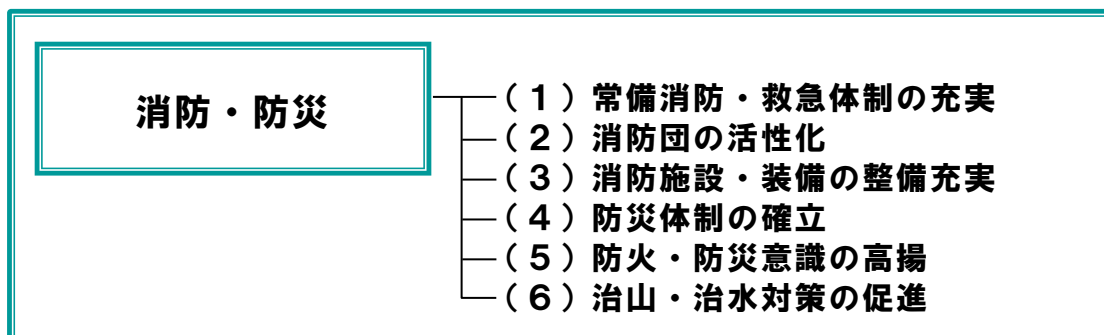
らには避難所における新型コロナウイルスなどの感染症対策が課題となっています。

このような中、本町では、令和2年度に「浅川町地域防災計画」の見直しを行ったほか、ハザードマップ^{※20}を改定して全戸配布し、避難場所や危険箇所等の周知を図りました。

また、大規模な自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取り組みとしてまとめた「浅川町国土強靱化地域計画」を策定しました。

今後も、近年の大規模災害の教訓や、これらに対する国・県の動向、そして本町の地域特性等を十分に踏まえ、「浅川町地域防災計画」等を適宜見直しながら、総合的な防災・減災体制の確立を図っていく必要があります。

施策の体系



※20 想定される災害の範囲や危険箇所、避難場所等を地図上に示したものの。

主要施策

- (1) 常備消防・救急体制の充実** 重点プロジェクト③(総合戦略施策)
- 広域的連携のもと、消防施設・装備の整備充実を進め、消防・救急体制の充実を図ります。
- (2) 消防団の活性化** 重点プロジェクト③(総合戦略施策)
- 広報・啓発活動を通じて消防団活動に対する町民の理解と協力を求めながら、地域の実情や時代に即した組織づくりをはじめ、消防団員の確保対策の強化や資質の向上を進め、消防団の活性化を図ります。
- (3) 消防施設・装備の整備充実** 重点プロジェクト③(総合戦略施策)
- 防火水槽や消火栓等の消防水利の計画的な整備を行うとともに、火災等発生時に確実・迅速な消防活動を行うため、消防施設・車両や各種装備の充実を図ります。
- (4) 防災体制の確立** 重点プロジェクト③(総合戦略施策)
- 「浅川町地域防災計画」を適宜見直すとともに、これに基づき、災害発生時の情報伝達体制の充実や防災資機材の計画的更新、避難行動要支援者の避難支援体制の充実、避難場所・避難経路の整備等を行い、防災・減災体制の強化に努めます。
- (5) 防火・防災意識の高揚** 重点プロジェクト③(総合戦略施策)
- 各種強化期間中を中心に広報・啓発活動の推進、防火・防災訓練の実施を図るとともに、自主防災組織の育成及び活動支援に努め、町民の防火・防災意識の高揚を図ります。
- (6) 治山・治水対策の促進** 重点プロジェクト③(総合戦略施策)
- 土砂災害危険箇所等の把握・周知を行いながら、関係機関との連携のもと、河川・水路の改修や適正管理、急傾斜地の崩壊防止など、治山・治水対策を促進します。

第2章 未来に輝く“人と文化づくり”

1. 子育て支援

現状と課題

全国的に少子化・核家族化が進行するとともに、子育て家庭における孤立感・負担感の増加が問題となっています。また、都市部を中心に保育所等の待機児童問題が深刻化しています。

本町では、平成26年度に策定した「浅川町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、充実した保育サービスの提供、出生祝金や児童手当の支給、18歳までの医療費無料化による子育て家庭への経済的支援、放課後児童健全育成事業による安全な放課後の提供、母子保健と連携した各種子育て支援施策を推進してきました。

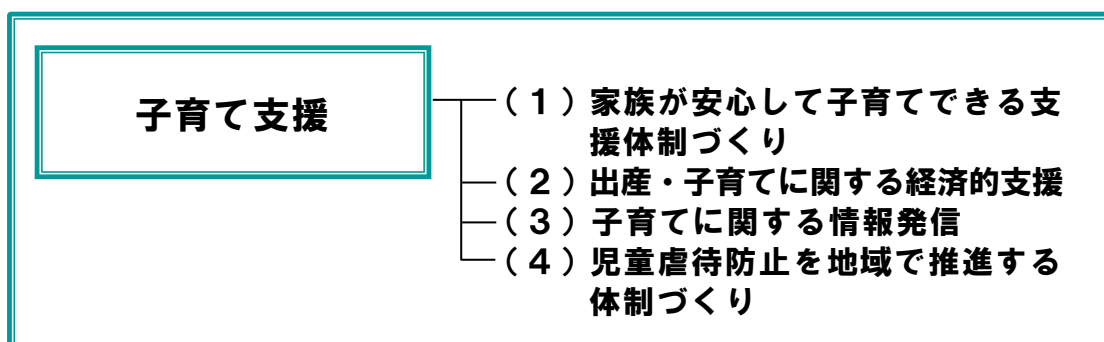
平成30年度には、保育部（認可保育所）と幼稚部（幼稚園）で構成される幼保一体型の施設「あさかわこども園」を開設したほか、令和元年度には、地域子育て支援拠点事業を開始し、また、子育て世代包括支援センターを開設し、母子保健と連携した施策を行い、若い世代が安心して子育てができる環境づくりを進めています。

しかし、少子化は依然として進行しており、若い世代が安心して妊娠・出産・育児ができる環境づくりを一層積極的に進めることが求められています。

このような中、本町では、これまでの取り組みの成果と課題を踏まえ、令和元年度に「第2期浅川町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

今後は、この計画に基づき、子どもが心身ともに元気に育ち、家族が子どもを大切に責任を持って子育てすることを目標に、地域全体で子育てしやすい環境づくりをより進めていくとともに、関係機関・団体との連携を強化し、子育て支援施策を積極的に推進していく必要があります。

施策の体系



主要施策

重点プロジェクト④(総合戦略施策)

(1) 家族が安心して子育てできる支援体制づくり

- ① 子育ての不安や悩みを解消したり、仲間づくりをしたりする場として、子育て支援拠点事業を充実させていくとともに、育児サークルの活動を支援します。
- ② 家族の就労を支援するとともに、児童が安全に活動に取り組めるよう、放課後児童クラブの適切な運営に努めます。
- ③ 子育て世代包括支援センターにおいて、子育て等にかかる多様な相談に対応し、母子を包括的に支援します。

(2) 出産・子育てに関する経済的支援

重点プロジェクト④(総合戦略施策)

- ① 出産や子育てに関する経済的負担を軽減するため、第1子からの出生祝金の支給や児童手当等の各種手当の支給など、既存の支援を継続して実施するとともに、子どもを中心とした貧困対策に取り組めます。
- ② 母子の健康を保持するための経済的支援として、妊産婦健康診査費用の助成、こども医療費の助成、特定不妊治療費の助成を実施します。

(3) 子育てに関する情報発信の充実

重点プロジェクト④(総合戦略施策)

広報紙や健康カレンダー、くらしの便利帳などの既存のツールによる情報発信を行うとともに、ホームページの充実や子育てアプリの導入により、さらに多くの情報を提供できるように努めます。

(4) 児童虐待防止を地域で推進する体制づくり

- ① 関係機関が連携し、虐待の予防及び早期発見に努めるとともに、地域全体での見守り体制を検討していきます。
- ② 子育て不安のある家庭や虐待ハイリスク^{※21}家庭に対し、きめ細かな対応を検討するため、要保護児童対策協議会や浅川町養育支援連絡会を実施します。

^{※21} 危険性が高いこと。

2. 学校教育

現状と課題

令和2年度より、小学校において新学習指導要領が全面実施されるなど、新時代に対応した教育が展開されています。これまで、知・徳・体を一体で育む「日本型学校教育」は、わが国の学力水準を高め、社会性を育んできました。

一方で、社会の急激な変化とともに、児童・生徒の語彙力や読解力の低下、いじめ問題、障がいのある児童・生徒や不登校児童・生徒の増加、教師の時間外勤務の増大、ICT環境の脆弱化、少子化による一市町村一小学校一中学校の自治体の増加等が全国的な課題として顕在化しています。

本町においても少子化が進み、令和元年度より小学校が統合し、こども園、小学校、中学校がそれぞれ1校となる中、これまで学校・家庭・地域の連携を図りながら、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力などの「生きる力」の育成を重視した教育内容の充実、伝統文化をはじめとする本町の特性・資源を生かした郷土学習の充実を目指してきました。また、学校施設の耐震化や冷房設備の整備など、各学校・施設の整備充実を推進してきました。

今後、本町における現状や課題を踏まえ、こども園、小学校、中学校が一層連携を深め、知・徳・体のバランスのとれた教育を推進するとともに、新たな情報社会における教育、学校、教師のあり方を探っていく必要があります。また、教育資源豊かな本町ならではの特色ある教育の一層の充実を図っていく必要があります。

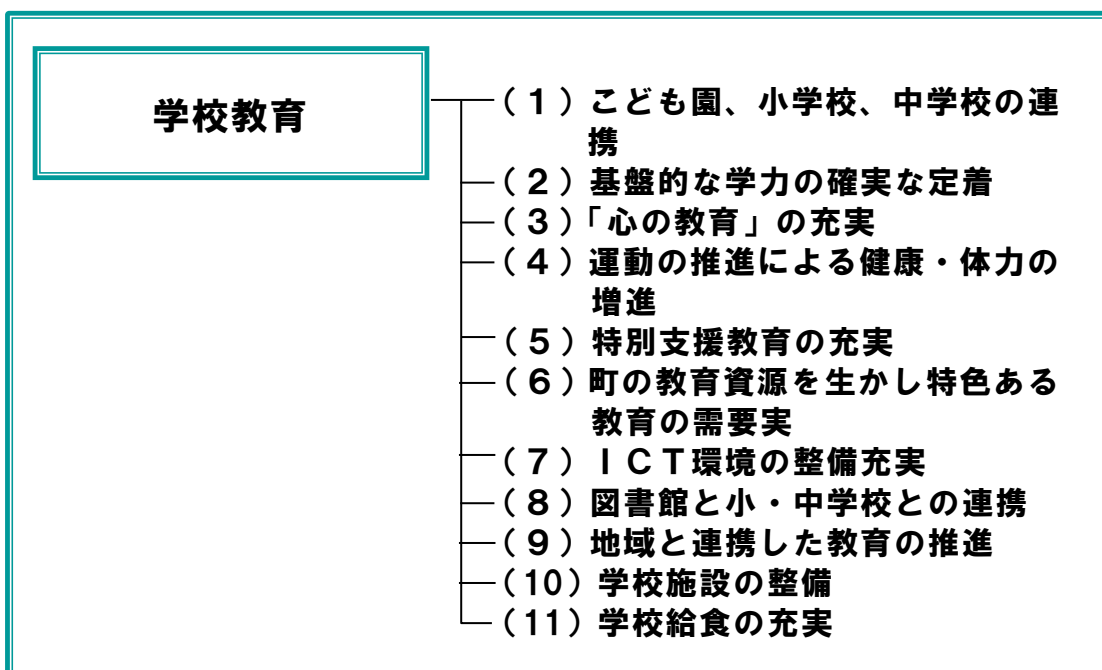
学校施設面においては、校舎の整備をはじめ、新しい教育に対応できる施設・設備の整備充実を図っていく必要があります。

浅川町学校給食センターでは、あさかわこども園、浅川小学校、浅川中学校へ通学する園児・児童・生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれたおいしい給食を提供するとともに、食べることの大切さを学ぶ生きた教材として重要な役割を担って

います。

今後とも、食育の重要性と給食の果たす役割を十分に認識し、安全な食材の確保、献立内容の充実や個別食物アレルギー対応、地産地消に積極的に取り組んでいくとともに、老朽化に対応した施設・設備の改修や更新を計画的に行う必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) こども園、小学校、中学校の連携

重点プロジェクト⑤(総合戦略施策)

- ① 「小1プロブレム」や「中1ギャップ」の解消のため、こども園、小学校、中学校が連携を図りながら教育を行います。
- ② 専門機関と連携しながら、子どもへの接し方や保育のあり方について研修を行い、保育の充実と指導力の向上を促進します。
- ③ 園開放・自由参観等により地域と密着した施設を目指すほか、育児相談会を開催し、子育てに携わる人への支援に努めます。

(2) 基盤的な学力の確実な定着 重点プロジェクト⑤(総合戦略施策)

新時代に対応した基礎的読解力などの基盤的な学力の確実な定着に向けた方策を探り、継続的に実践します。その一つとして、語彙力や書く力を高めることで基盤的な学力を高めていきます。指導方法として、支援員を活用した個別指導、習熟度別指導、小学校では一部教科担任制などを取り入れた授業を行います。

(3) 「心の教育」の充実 重点プロジェクト⑤(総合戦略施策)

道徳教育の全体計画に基づき、各教科等や学校生活全体において「心の教育」を推進します。特に、誰に対しても思いやりの心を持ち、相手の立場に立って親切にすることのできる子どもの育成を目指します。いじめ防止のための根本的な解決方法として、「心の教育」の充実を位置づけ、取り組んでいきます。

(4) 運動の推進による健康・体力の増進 重点プロジェクト⑤(総合戦略施策)

子どもたちの運動能力低下の現状を踏まえ、外遊びやスポーツ活動を継続的に実践し、生涯を通して運動に親しむ子どもを育成します。

(5) 特別支援教育の充実 重点プロジェクト⑤(総合戦略施策)

特別支援教育連絡協議会の開催により、学校及び関係機関の広域的・横断的な連携を図り、一人ひとりの子どもの能力、適性等に応じた指導・支援を行います。

重点プロジェクト⑤(総合戦略施策)

(6) 町の教育資源を生かした特色ある教育の充実

町の伝統、文化、遺産、偉人等の教育資源を生かした学習を工夫し、特色ある教育を推進することで、ふるさとへの誇りや郷土を大切に思う心を育成します。

(7) ICT環境の整備充実 重点プロジェクト⑤(総合戦略施策)

新たな情報社会の到来を見据え、現状と課題を踏まえたICT環境の整備充実を進め、教育用コンピュータの有効活用や校務支援システムによる働き方改革をはじめ、様々な利活用を進めていきます。

(8) 図書館と小・中学校との連携 重点プロジェクト⑤(総合戦略施策)

図書館司書が小・中学校に出向き、子どもの読書活動のサポートや学校図書館担当教師と相談を行うなど、よりよい学校図書館づくりに努めます。

(9) 地域と連携した教育の推進

重点プロジェクト⑤(総合戦略施策)

学校・家庭・地域の連携・協働体制を強化するとともに、学校施設の開放、児童・生徒・教職員の地域との交流等を通じ、開かれた学校づくりに努めます。

(10) 学校施設の整備

重点プロジェクト⑤(総合戦略施策)

学校施設の老朽化を踏まえ、本町にとって望ましい学校施設のあり方について検討し、それに基づく計画策定や設計を行い、整備を計画的に進めていきます。

(11) 学校給食の充実

重点プロジェクト⑤(総合戦略施策)

- ① 食育の重要性と給食の果たす役割を十分に認識し、安全な食材の確保、献立内容の充実や個別食物アレルギーへの対応、地産地消に積極的に取り組んでいきます。
- ② 安全な給食を提供するため、施設・設備の更新を計画的に行います。

3. 生涯学習

現状と課題

ライフスタイルの多様化がますます進む中、だれもが生涯を通じて自ら学び、活動し、心豊かで生きがいに満ちた人生を送ることができる生涯学習社会の形成が求められています。

本町では、中央公民館や図書館を拠点に、子どもから高齢者まで幅広い世代を対象とした各種の講座・教室等を開催しているほか、学習情報の提供や広報・啓発活動の推進等に努めています。

しかし、少子高齢化の進行をはじめ、社会環境が急激に変化する中、町民の学習ニーズは多種・多様化してきており、すべての町民が自主的に学習を行い、その成果が地域社会の発展に生かされるような学習環境づくりが求められています。

また、生涯学習の拠点である中央公民館の老朽化への対応が大きな課題となっています。

今後の生涯学習推進体制の充実のためには、中央公民館や図書館の機能の充実に努めるとともに、町民の学習ニーズを常に把握し、特色ある講座・教室の開催や関係団体の育成等を進めていく必要があります。

施策の体系

生涯学習

- (1) 生涯学習推進体制の充実
- (2) 中央公民館の整備充実
- (3) 図書館の充実
- (4) 学習情報の提供
- (5) 指導者の育成・確保と活用
- (6) 特色ある講座・教室の開催
- (7) 社会教育団体の育成

主要施策

(1) 生涯学習推進体制の充実

本町ならではの生涯学習を企画・調整・推進するため、「浅川町第2次社会教育振興計画」の策定を進めるとともに、生涯学習推進組織について検討していきます。

(2) 中央公民館の整備充実

本町の生涯学習の拠点施設である中央公民館について、安全性の確保と利用の促進に向け、計画的に整備を進めます。

(3) 図書館の充実 重点プロジェクト⑤(総合戦略施策)

図書館の蔵書の充実や交流事業の充実など、町民の学習拠点・交流拠点としての図書館機能の強化を図ります。

(4) 学習情報の提供

町民の自主的な学習活動を支援するため、広報紙やホームページ等を活用し、町民が必要とする学習関連情報の提供に努めます。

(5) 指導者の育成・確保と活用

様々な分野における指導者やボランティアの育成・確保を図り、登録と有効活用に努めます。

(6) 特色ある講座・教室の開催

すべての町民が自主的に学習することができるよう、町民の学習ニーズを把握しながら、既存の講座・教室の充実を中心に、特色ある講座・教室の開催に努めます。

(7) 社会教育団体の育成

社会教育団体の育成・支援を行い、学習活動・地域づくり活動等の一層の活発化を促進します。

4. 青少年健全育成

現状と課題

少子化や核家族化の進行、情報化の進展など、社会環境の急速な変化に伴い、青少年を取り巻く環境も大きく変化し、規範意識の低下や犯罪の低年齢化をはじめ、青少年をめぐる様々な問題が表面化しています。

本町では、青少年育成町民会議を設置し、関係団体が中心となり、非行防止活動など健全な社会環境づくりに向けた活動が進められています。

また、親子ふれあい教室（音楽会）を開催し、音楽にふれる機会を提供しているほか、地域の子ども会などの団体活動の育成・支援を行い、青少年の健全育成に取り組んでいます。

今後とも、青少年が家庭・学校・地域などあらゆる生活の場において、多様な人間関係や活動をとおして豊かな人間性を育み、次代の担い手として健全に育成されるよう、町全体で子どもを守り育てる体制づくりを進めながら、各種の取り組みを積極的に推進していく必要があります。

施策の体系

青少年健全育成

- (1) 青少年健全育成体制の充実
- (2) 健全な社会環境づくり
- (3) 家庭における教育機能の向上
- (4) 青少年のイベント、体験・交流活動等への参加促進

主要施策

(1) 青少年健全育成体制の充実

青少年育成町民会議の機能強化を進めながら、これを中心に家庭・学校・地域・行政等が一体となった青少年健全育成のネットワークづくりを進めます。

(2) 健全な社会環境づくり

関係団体による非行の防止や有害環境の浄化などに関する活動を促進し、健全な社会環境づくりを進めます。

(3) 家庭における教育機能の向上 重点プロジェクト⑤(総合戦略施策)

家庭教育に関する講座・教室等の開催をはじめ、広報・啓発活動や相談・情報提供の充実を図り、家庭における教育機能の向上を図ります。

重点プロジェクト⑤(総合戦略施策)

(4) 青少年のイベント、体験・交流活動等への参加促進

少年の主張大会の開催や豊かな体験活動推進事業の実施等により、青少年のイベント、体験・交流活動、ボランティア活動等への参加機会の拡充を図り、自立心の養成と社会参加の促進に努めます。

5. スポーツ

現状と課題

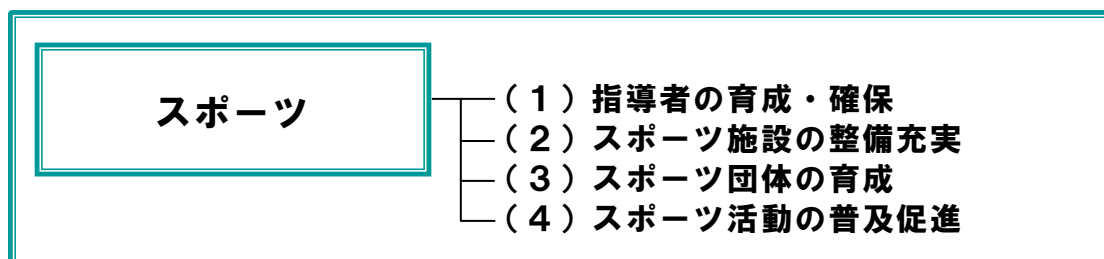
スポーツは、体力の向上やストレスの発散、生活習慣病の予防などに役立つだけでなく、爽快感や達成感、他者との連帯感など、精神的な充足をもたらすものであり、心身両面にわたる健康の保持・増進に大きな役割を担っています。

本町ではこれまで、各スポーツ施設の維持管理・補修を計画的に推進し、町民が利用しやすい施設環境づくりに努めてきたほか、体育協会を中心とするスポーツ団体の育成・支援、各種スポーツ大会の開催など、スポーツ振興に関する取り組みを推進してきました。

しかし、近年、健康志向の高まりに伴い、町民のスポーツニーズはますます多様化してきており、町民が生涯にわたって気軽にスポーツに親しめる環境づくりが求められています。

このため、スポーツ団体や指導者の育成・確保、町民体育館や町営プールの老朽化対策を進めるとともに、ニュースポーツから競技スポーツまで、年齢や体力に応じた多様なスポーツの普及を進めていく必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 指導者の育成・確保

研修の充実を図り、スポーツ推進委員とスポーツ指導者の育成・確保に努めます。

(2) スポーツ施設の整備充実

老朽化への対応や安全性の向上、町民にとって親しみやすく利用しやすい施設環境づくりに向け、町民体育館や町営プールをはじめとする各スポーツ施設の整備充実及び環境整備を計画的に推進します。

(3) スポーツ団体の育成

町民の自主的なスポーツ活動の活発化を促すため、各種スポーツ団体の育成・支援に努めます。

(4) スポーツ活動の普及促進

- ① 町民のスポーツ活動への参加促進に向け、スポーツに関する広報・啓発活動の推進、スポーツ情報の提供を図ります。
- ② 町民同士の交流を深め、豊かな地域社会を形成するため、年齢や体力にかかわらずだれもが気軽に行えるスポーツの普及に努めます。

6. 文化芸術・文化遺産

現状と課題

文化芸術は、人々の創造性を育み、心のつながりや相互に理解し尊重し合う機会を提供し、心豊かな社会を形成するものであり、地域活性化に欠かせない要素です。

本町には、現在、文化芸術団体が約 20 団体あり、中央公民館等の施設を利用して多種・多様な文化芸術活動が行われており、町では、これら文化芸術団体による自主的な活動を支援しているほか、文化祭・芸能祭をはじめとする多様な文化行事を開催しています。

今後とも、心豊かな生活の確保と文化の香り高いまちづくりに向け、だれもが気軽に文化芸術にふれ、楽しみ、活動の成果を発表することができる環境づくりを進めていく必要があります。

一方、文化財は、長い歴史の中で育まれ、守り伝えられてきた地域の貴重な財産です。

本町ではこれまで、有形・無形の貴重な文化財について、「浅川町文化財保護条例」に基づき、適切に管理・指定を図り、有効活用に努めてきました。

また、本町は、江戸時代から続く歴史と伝統を持つ「浅川の花火」が開催される花火の里であるとともに、未来技術遺産となった「吉田肉腫」を発見し、今日のがん研究の基礎を築いた吉田富三博士の生誕地であり、吉田富三記念館が整備されています。さらには、全国でも数少ない即身仏が小貫地区の貴秀寺薬師堂に安置されています。

これらは、本町ならではの文化遺産であり、本町の歴史や伝統文化を内外に発信するだけでなく、生涯学習拠点、観光・交流拠点としても大きな役割を担っています。

今後とも、文化財の適正な保存・活用、展示等に努めるとともに、花火や吉田富三記念館、即身仏などのまちづくりへの一層の活用を進めていく必要があります。

施策の体系

文化芸術・文化遺産

- (1) 文化芸術団体の育成
- (2) 文化芸術の鑑賞機会と発表機会の充実
- (3) 文化財の保存・活用
- (4) 伝統文化・地域資源の充実と活用

主要施策

(1) 文化芸術団体の育成

重点プロジェクト⑥(総合戦略施策)

町民の自主的な文化芸術活動の活発化を促すため、各種文化芸術団体の育成・支援に努めます。

(2) 文化芸術の鑑賞機会と発表機会の充実

重点プロジェクト⑥(総合戦略施策)

総合文化祭の内容充実を図るとともに、芸能祭などを開催し、文化芸術の鑑賞機会と発表機会の充実に努めます。

(3) 文化財の保存・活用

重点プロジェクト⑥(総合戦略施策)

- ① 「浅川町文化財保護条例」に基づき、有形文化財の適正な保存・活用に努めるとともに、伝統行事などの無形文化財についても、関係団体の育成・支援等により保存・伝承に努めます。
- ② 貴重な文化財の保存・活用・展示施設として、歴史民俗資料館の充実及び有効活用に努めます。

(4) 伝統文化・地域資源の充実と活用

重点プロジェクト⑥(総合戦略施策)

- ① 吉田富三記念館について、本町ならではの文化施設として、また生涯学習拠点、観光・交流拠点として、老朽化に対応した施設・設備の整備充実を計画的に進めながら、記念館が行う展示内容の充実や学校教育への活用、情報発信などを支援していきます。
- ② 花火や貫秀寺の即身仏、町を一望できる城山公園などについても、本町ならではの伝統文化・地域資源として、町内外への情報発信や観光的活用等に努めます。

第3章 活力と交流に満ちた“産業づくり”

1. 農林業

現状と課題

わが国の農業を取り巻く情勢は依然として厳しく、様々な問題を抱えています。

特に、農業就業者の高齢化や後継者不足により、遊休農地や耕作放棄地が増加傾向にあります。農地は、食料の安定供給はもとより、自然環境の保全や景観形成、防災、治水等の多面的な機能を有しており、将来にわたって農地を維持する取り組みが求められます。

本町は、河川流域に広がる平坦で肥沃な土地など農業に適した自然条件を生かし、農業を基幹産業として発展してきました。

現在、水稻を中心に、そ菜や花きの栽培、畜産などが営まれており、特に、水稻については、専業・兼業にかかわらず大多数の農家が生産している主産物であり、近年では、「花火の里あさかわ漢方資材栽培米」などの魅力ある米の生産を促進しています。

しかし、米の在庫過多や風評被害による流通の滞りなどにより、近年の米の価格は大きく落ち込んでおり、農家は大きな打撃を受けています。また、令和元年東日本台風による被害の発生や新型コロナウイルス感染症の拡大も農業全般に大きな影響を与えています。

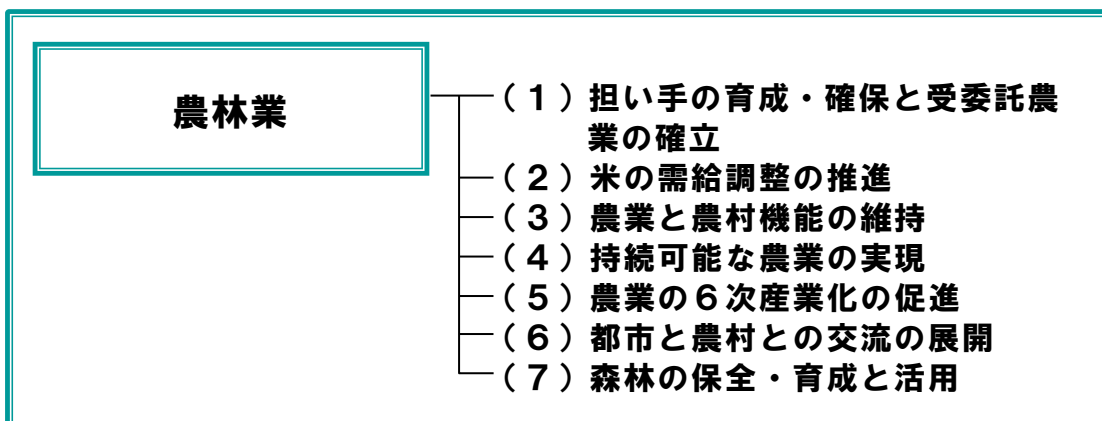
激変する農業情勢の中で、5年後・10年後も農業を継続させていくとともに、豊かな農村環境・田園風景を維持・保全していくためには、地域単位での話し合いを促進し、集落・地域が抱える人と農地の問題を解決しながら、稲作・畜産・そ菜生産を柱とした多面的な支援施策を進めていく必要があります。

一方、森林は、木材の生産をはじめ、水源のかん養や生活環境の保全などの多面的な機能を持ち、人々の生活と密接に結びついています。

本町には、東部の山間・丘陵地を中心に森林が広がっていますが、生産手段としての活用はほとんど行われていません。

今後は、森林の持つ多面的な機能の維持・発揮に向け、森林の保全・育成等に努める必要があります。

施策の体系



主要施策

重点プロジェクト⑦(総合戦略施策)

(1) 担い手の育成・確保と受委託農業の確立

関係機関・団体と連携し、次代の本町の農業を担う担い手や後継者、新規就農者の育成・確保に努めるとともに、受委託農業の確立に向けた取り組みを推進します。

(2) 米の需給調整の推進

重点プロジェクト⑦(総合戦略施策)

- ① 経営所得安定対策への加入を促進し、主食用米の生産過剰を抑制することで販売価格の下落を防ぎ、農家の収入の安定を図ります。
- ② 振興作物や新規需要米等の生産を支援し、米の需給調整への取り組みを促進します。

(3) 農業と農村機能の維持

重点プロジェクト⑦(総合戦略施策)

- ① 「人・農地プラン」の作成や中山間地域支払い、多面的機能支払いへの取り組みなど、地域の課題や活用できる制度を整理し、草刈りや水路の泥上げ、農道の路面の維持管理など農村の多面的機能を維持する取り組みを支援します。

- ② 地域一体となった農地の保全活動を促し、耕作する担い手の負担を軽減し、農地の集積を促進します。
- ③ 農道の維持管理や災害時の復旧工事により、農村の安全確保と良好な景観づくりを行います。

(4) 持続可能な農業の実現

重点プロジェクト⑦(総合戦略施策)

- ① 畜産においては、「いしかわ牛」のブランドの確立と地域での普及を支援するとともに、畜産農家が安定して生産できるよう、優良肉用牛の導入を支援します。
- ② 飼料の地産地消やコスト削減、肉質の向上に向け、飼料用米や稲WCS^{※22}などの需給飼料の生産拡大を促進します。
- ③ 水稻・そ菜生産においては、放射性物質の簡易測定を行い、農作物の安全・安心を確保するとともに、低コスト・省力化栽培や持続性の高い農業生産方式の導入を支援します。

(5) 農業の6次産業化の促進

重点プロジェクト⑦(総合戦略施策)

農産物加工品の製造・販売など、農業の6次産業化^{※23}に向けた取り組みを促進します。

(6) 都市と農村との交流の展開

重点プロジェクト⑦(総合戦略施策)

グリーン・ツーリズム^{※24}に関する広域組織等と連携し、都市と農村との交流ネットワークの構築に向けた取り組みを推進します。

(7) 森林の保全・育成と活用

- ① 森林の持つ多面的な機能の維持・発揮に向け、松くい虫の防除を行うとともに、森林環境譲与税等を活用しながら、適切な間伐等の森林施業を促進し、森林の保全・育成に努めます。
- ② 自然体験・学習など、自然とのふれあいの場としての森林の利用に努めます。

※22 Whole Crop Silage (稲発酵粗飼料)。稲の実と茎葉を同時に収穫し発酵させた牛の飼料。

※23 第1次産業である農業が、生産だけにとどまらず、加工品の製造・販売やサービスの提供など、第2次産業や第3次産業まで踏み込むこと。

※24 農山村における滞在型の余暇活動。

2. 商工業

現状と課題

平成26年度に「小規模企業振興基本法」が成立し、技術・ノウハウの維持・向上、事業の持続的発展に向け、小規模企業のための新たな施策が打ち出されました。

本町においても、中小企業や小規模企業の振興を図り、経済の持続的な発展及び町民生活の向上に寄与することを目的として、令和元年度に「浅川町中小企業・小規模企業振興基本条例」を制定したところです。

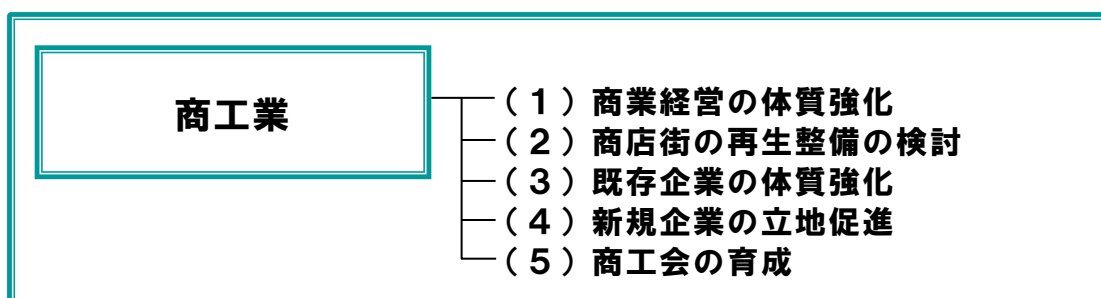
本町の商業は、古くから小売業を主体に営まれてきましたが、大型店の進出やネットショッピングの普及による購買力の流出が進み、高齢化や後継者不足とも相まって、取り巻く環境は一層厳しさを増しています。

このため、商工会と連携しながら、若手後継者の育成やICTを活用したサービスの展開を促し、経営体質を強化していくとともに、商店街の再生整備についても検討していく必要があります。

また、本町の工業については、浅川南工業団地における立地企業を中心に展開されており、平成30年の工業統計調査によると、製造業の事業所数（従業者数4人以上）は32事業所、従業者数は1,061人、製造出荷額は230億円となっています。これまで町民所得の向上と雇用機会の確保に寄与してきましたが、多くが中小企業・小規模企業という形態であり、製造品出荷額等については少しずつ伸びてきていますが、電気料の高止まりや円安による原材料価格の高騰、新型コロナウイルス感染症の影響等により、依然として厳しい状況が続いています。

このため、商工会と連携しながら、今後とも既存企業の経営の安定化を促し、留置に努めるとともに、新規企業の立地を促していく必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 商業経営の体質強化 重点プロジェクト⑦(総合戦略施策)

- ① 商工会と連携し、研修・相談機会の拡充により、意欲ある若者が商業の発展を目指していくことを支援し、企業感覚を持った若手後継者の育成を図るとともに、ICTを活用したサービスの展開や魅力ある商品の開発・販売、空店舗の利活用、移動販売等を支援していきます。
- ② 各種融資制度の周知と活用を促し、経営体質・基盤の強化を促進します。

(2) 商店街の再生整備の検討 重点プロジェクト⑦(総合戦略施策)

県道磐城浅川停車場線の整備を見据え、人々が集う、高齢者等の買物弱者に配慮したにぎわいの場の再生を目指し、商工会との連携のもと、商店街の再生整備について検討していきます。

(3) 既存企業の体質強化 重点プロジェクト⑦(総合戦略施策)

- ① 商工会と連携し、各種団体との情報交換、下請企業の受注対策等に関する各種講習会・研修会の開催を図ります。
- ② 各種融資制度の周知と活用を促し、経営体質・基盤の強化を促進します。

(4) 新規企業の立地促進 重点プロジェクト⑦(総合戦略施策)

新たな活力の創造と雇用機会の拡充を目指し、新規企業の立地等を支援する取り組みを推進します。

(5) 商工会の育成 **重点プロジェクト⑦(総合戦略施策)**

商工業振興の中核的役割を担う商工会の育成・支援に努め、各種活動の一層の活発化を促進します。

3. 観光・レクリエーション

現状と課題

新型コロナウイルス感染症の影響により、旅行・観光関連産業は全体的に大きな打撃を受けており、非常に厳しい状況に置かれています。

本町の観光・レクリエーション資源は、江戸時代から続く歴史と伝統を持つ花火大会が中心で、「花火の里あさかわ」としての地域づくりを進めています。毎年8月に行われる花火大会では、趣向を凝らした大小数千発の花火が打ち上げられ、町内外から3万人以上の人々が訪れるほか、大晦日には除夜の花火と称して花火108発が打ち上げられています。また、四季彩華と称して、四季を通じて花火を打ち上げるプロジェクトにより、春には夜桜花火、秋には秋の刈上げ豊秋花火を打ち上げています。

そのほか、町を一望できる城山公園や、本町に生まれ、がん研究に生涯を捧げ、世界的な病理学者となった吉田富三博士にかかわる様々な資料を展示した吉田富三記念館、国立科学博物館でも展示され、県内でも唯一の貫秀寺の即身仏があるものの、年間を通じて多くの観光客を呼び込める状況にはありません。

このように、本町は観光・レクリエーション資源が少ない町ですが、観光・レクリエーションは、地域のイメージアップにつながるのと同時に、人々の交流を生み出し、地域の活性化や定住・移住を促す側面を持っていることから、今後は、町の魅力の向上と交流人口の増加といった視点に立ち、既存資源の磨き上げを中心に、本町の地域性に即した観光・レクリエーション機能の強化を進めていく必要があります。

施策の体系

観光・レクリエーション

- (1) 「花火の里あさかわ」の磨き上げ
- (2) 新たな資源の掘り起こし
- (3) 広域観光体制の充実

主要施策

(1) 「花火の里あさかわ」の磨き上げ 重点プロジェクト⑧(総合戦略施策)

- ① 本町の魅力や独自性を高めるうえで最も重要な、花火に関する事業をサポートしていくため、本町・荒町の両町青年会に対する支援を進めます。
- ② 商工会と連携し、花火の里フェスティバルの充実を進めます。
- ③ 「花火の里あさかわ」の情報発信を積極的に行うとともに、花火と関連づけた様々な事業の企画・実施に努めます。

(2) 新たな資源の掘り起こし 重点プロジェクト⑧(総合戦略施策)

貫秀寺の即身仏の保存及び拝観環境の整備を支援し、新たな集客資源としての活用に努めます。

(3) 広域観光体制の充実 重点プロジェクト⑧(総合戦略施策)

広域的連携のもと、広域観光ルートづくりや広域的なPR活動の展開等に努めます。

4. 雇用対策

現状と課題

新型コロナウイルス感染症の影響により、全国的に倒産や廃業、人員整理などがみられ、雇用情勢に大きな打撃を与えています。

本町では、都市部に比べて雇用機会の量・質が劣り、若年層が定着・還流せず、若年層の労働力が流出しています。特に、進学で地元を離れた大卒者のUターンが進まず、地域に戻らない状況が多くなっています。これを受け、本町では平成 29 年度に浅川町新規学卒者雇用促進助成金を整備し、地域での町内出身の新規学卒者の雇用機会の拡大が期待されています。

雇用機会の量については、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、大幅な増加は見込めない状況にありますが、各種の産業振興施策の展開により、本町の地域特性に応じた魅力ある雇用の場の拡充を目指していくとともに、関係機関等と連携し、就職に関する情報提供や相談等に努める必要があります。

施策の体系

雇用対策

- (1) 就職に関する支援
- (2) 職場環境の充実に関する支援

主要施策

(1) 就職に関する支援 重点プロジェクト⑦(総合戦略施策)

ハローワーク^{※25}等の関係機関や町内事業所等との連携、広域的連携のもと、就職に関する相談・情報提供体制の充実を図るほか、町内事業所への町民の就職を支援する取り組みを推進します。特に、本町出身大学生のUターン就職の支援を積極的に推進します。

(2) 職場環境の充実に関する支援 重点プロジェクト⑦(総合戦略施策)

若者や女性が安定して働けるよう、町内事業所の職場環境の充実を支援する取り組みを推進します。

※25 公共職業安定所。

5. 消費者対策

現状と課題

情報化や技術革新の進展等に伴い、消費者を取り巻く環境が大きく変化する中、特殊詐欺や悪質商法による被害をはじめ、消費者トラブルが後を絶たない状況にあります。

本町では、消費者トラブルの防止に向け、県等の関係機関との連携のもと、パンフレット等の配布による消費者教育・情報提供や、町内行事等の場での啓発用品の配布による啓発活動を推進しています。

近年、消費者トラブルはますます複雑・多様化してきており、消費者自らによるトラブルの防止や消費生活の質的向上が重要となっているほか、消費生活相談体制の充実が求められています。

このため、パンフレットや広報紙等を活用し、消費者教育・情報提供を行い、消費生活に関する知識の向上を図るとともに、啓発活動を一層推進し、トラブルの防止に努める必要があります。また、消費生活相談体制についても、県等の関係機関との連携、広域的連携を図り、充実させていく必要があります。

施策の体系

消費者対策

- (1) 消費者教育・啓発の推進
- (2) 消費生活相談体制の充実

主要施策

(1) 消費者教育・啓発の推進

消費者被害の未然防止に向け、県等の関係機関との連携のもと、消費者向けパンフレットの配布や広報紙への関連記事の掲載、消費者講座の実施などにより、消費者教育・情報提供を行うとともに、啓発活動を一層推進します

(2) 消費生活相談体制の充実

トラブルの未然防止と発生後の適切な対応のため、県等の関係機関との連携、広域的連携のもと、石川地方消費生活相談室による相談体制の充実に努めます。

第4章 持続的発展を支える“基盤づくり”

1. 土地利用

現状と課題

土地は、人々の生活や産業活動などの共通の基盤であるとともに、現在及び将来にわたって限られた貴重な資源であり、高度かつ有効に活用していくことが求められます。

本町は、福島県中通り地方の南部に位置する、東西 8km、南北 12km、総面積 37.43 km²の町で、阿武隈山麓に連なる緑輝く丘陵と美しくのどかな田園空間が広がり、水と緑に包まれた豊かな自然環境・田園風景を誇ります。

また、本町では、総面積の 70.8%にあたる 2,649.7ha が都市計画区域（石川都市計画区域）に指定されています。

本町ではこれまで、計画的な土地利用を推進してきましたが、社会環境が大きく変化する中で、基幹産業である農業の振興や豊かな自然環境・田園風景の維持に向けた農地・森林の保全が求められているほか、一方では、住宅・住環境の整備や魅力ある市街地環境の整備など、定住・移住の促進や町の活性化に向けた土地利用を進めていくことも大きな課題となっています。

今後は、こうした本町の課題や社会環境の変化等を十分に踏まえ、土地利用関連計画の見直しを行いながら、適正な規制・誘導を行い、計画的な土地利用を進めていく必要があります。

施策の体系

土地利用

- (1) 土地利用関連計画の見直し
- (2) 適正な土地利用の促進
- (3) 市街地の土地利用の検討

主要施策

(1) 土地利用関連計画の見直し

町の土地利用の現状や将来の展望、社会環境の変化等を総合的に勘案し、「浅川町農業振興地域整備計画」等の土地利用関連計画の見直しを適宜行います。

(2) 適正な土地利用の促進

広報・啓発活動等を通じ、土地利用関連法や県・町の土地利用関連計画等についての周知に努めるとともに、その一体的な運用による規制・誘導を行い、適正な土地利用を促進します。

(3) 市街地の土地利用の検討

JR水郡線磐城浅川駅及び町役場周辺の町の中心区域について、県道磐城浅川停車場線の整備を見据え、町民や事業者等の参画のもと、人々が集う魅力ある市街地環境づくりに向けた土地利用のあり方を検討していきます。

2. 道路・交通

現状と課題

道路や公共交通は、便利で快適な住民生活や活力ある産業活動、地域間の連携を支える重要な社会基盤です。

本町の道路網は、令和2年4月現在、町の中央を南北に走る国道118号をはじめ、県道7路線（主要地方道棚倉鮫川線、勿来浅川線、塙泉崎線、県道磐城浅川停車場線、里白石停車場線、浅川古殿線、社田浅川線）、町道162路線によって構成されており、国・県道8路線が主要な幹線道路となっています。

また、本町周辺では、自動車専用道路「あぶくま高原道路」が全線開通したほか、東北自動車道白河中央スマートインターチェンジ^{※26}が供用開始されるなど、高速道路網の整備が進み、本町においても広域的アクセス^{※27}が向上しています。

本町ではこれまで、関係機関と連携しながら国・県道の整備促進に努めるとともに、町道網の整備を計画的に進めてきましたが、交通量の増加や高齢化が進む中、一層安全で便利な道路網・道路環境の整備が求められています。

このような状況を踏まえ、幹線道路における未改良箇所や歩道の整備、国道118号や高速道路網に接続する道路の整備を促進するとともに、JR水郡線磐城浅川駅や公共施設へのアクセスの向上を見据えた道路整備、安全・安心な道路づくりを進めていく必要があります。

一方、本町の公共交通については、平成30年9月に路線バスが廃止され、現在は磐城浅川駅と里白石駅の2つの駅を有し、国道118号とほぼ並行して走るJR水郡線のみとなっています。また、高齢者等の交通弱者を対象にタクシー料金の助成事業を開始しました。

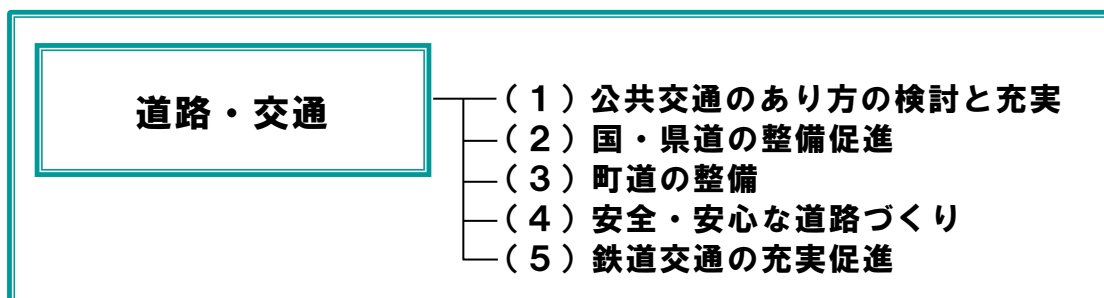
今後は、JR水郡線の利用促進に向けた取り組みを進めながら、

※26 接近・近づく手段。

※27 ETC専用のインターチェンジ。

利便性向上、乗車率向上を図るとともに、将来を見据えた本町の公共交通のあり方について総合的・多角的に検討していく必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 公共交通のあり方の検討と充実

地域特性や町民ニーズ等を十分に勘案し、将来を見据えた本町の公共交通のあり方について総合的・多角的に検討し、それに基づく取り組みを推進します。

(2) 国・県道の整備促進

国道 118 号及び主要地方道、県道の未改良箇所と歩道等の整備、県道磐城浅川停車場線の早期完成を関係機関に積極的に要請していきます。

(3) 町道の整備

バリアフリー化や環境・景観に配慮しながら、町道の整備を計画的に推進します。

(4) 安全・安心な道路づくり

橋梁の長寿命化や道路の維持管理を計画的・効率的に行うほか、身近な生活道路についても、町民との協働のもとに維持・補修等を進め、安全・安心な道路づくりに努めます。

(5) 鉄道交通の充実促進

JR水郡線について、水郡線活性化対策協議会や福島県鉄道活性化対策協議会の活動にあわせ、イベントへの参加やダイヤの改正、運行回数の増加について要請していきます。

3. 情報化

現状と課題

あらゆる分野で情報化がさらに進んでおり、自治体においても、教育、医療・介護、防災をはじめとする様々な分野でICTが活用されています。また、マイナンバー制度^{※28}の運用が平成28年より開始され、社会保障、税、災害対策の分野で、行政の効率化、国民の利便性の向上が図られており、今後、制度の利点を一層活用した施策が行われる予定となっています。

さらに、ロボットやAI、IoTなどの技術革新が進展し、Society 5.0といわれる新たな社会が到来しつつあります。

しかし、こうした情報化・技術革新の進展に伴い、犯罪や不正行為も増えてきており、サイバーセキュリティ^{※29}の強化が求められています。

本町では、役場庁内LAN^{※30}や総合行政ネットワーク^{※31}等への接続可能な機器の整備、戸籍の電算化をはじめとする行政内部の情報化、光ファイバ網の全町的整備による超高速インターネットの利用環境の整備、災害時にも使用できる公衆無線LAN^{※32}環境の整備、住民票のコンビニ交付サービスの導入などに努めてきました。

しかし、ICTを活用した取り組みは遅れがちであり、さらにマイナンバーカードの普及も進んでおらず、ICTを利活用した町民サービスを行うための環境の整備が大きな課題となっています。

このため、今後は、マイナンバーカードの普及はもとより、I

※28 国民一人ひとりに12桁のマイナンバー（個人番号）が通知され、平成28年1月から、社会保障、税、災害対策の行政手続きで利用されている。

※29 コンピュータへの不正侵入、データの改ざんや破壊、情報の漏えい、ウイルスの感染などがなされないよう、安全を確保すること。

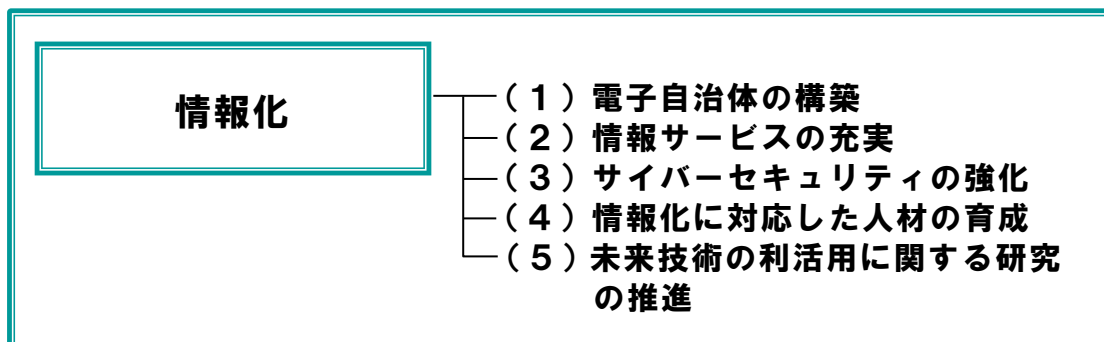
※30 役場内におけるネットワーク。

※31 地方自治体を相互に接続するネットワーク。

※32 無線通信システムを利用してインターネットへの接続を提供するサービス。

ＣＴや技術革新を利活用できる環境整備を進め、町民の利便性を高めるとともに、行政情報を厳格に管理していくため、引き続き情報管理の強靱化に努めていく必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 電子自治体の構築

これまで導入したシステム等の維持・充実を図るとともに、行政サービスの向上のため、新たに各種申請・届出等のオンライン化や電子決裁の導入などを検討し、ICTの利活用を一層推進します。

(2) 情報サービスの充実

- ① 町民ニーズを的確に把握しながら、光ファイバ網の利活用等による町民生活に役立つ情報サービスについて研究し、その実現化を段階的に進めていきます。
- ② 町民や来訪者の利便性のさらなる向上に向け、公衆無線LAN環境の整備拡充を図ります。
- ③ マイナンバー制度のメリットをより実感できるデジタル社会を実現するため、マイナンバーカードの普及を促進します。

(3) サイバーセキュリティの強化

各種情報サービスを安全かつ円滑に提供するため、サイバーセキュリティの強化を図ります。

(4) 情報化に対応した人材の育成

職員のICT利活用能力の向上に向け、ICT教育・研修を推進します。

(5) 未来技術の利活用に関する研究の推進**重点プロジェクト⑨(総合戦略施策)**

新たな社会(Society 5.0)づくりに向け、関係機関・団体と連携し、本町のまちづくりにおけるロボット、AI、IoTなどの未来技術の利活用の可能性について研究を進めます。

4. 住宅、定住・移住

現状と課題

少子高齢化・人口減少が進む中、豊かな住生活を実現するため、住宅の量の確保はもとより、居住環境の質の向上が求められています。

本町の公営住宅は、町営住宅、定住促進住宅（みのわ団地）及び定住・移住促進住宅（滝ノ台団地）があり、令和2年4月現在、町営住宅が9団地127戸、定住促進住宅が1団地80戸、定住・移住促進住宅が1団地4戸となっています。

本町ではこれまで、居住環境の質の向上に向け、老朽化した町営住宅の用途廃止、修繕及び環境改善のための整備を行ってきましたが、耐用年数の過半を経過、または耐用年数を超過した住宅が全体の半数を占めており、計画的な修繕や建て替えが必要な状況にあります。

今後も平成25年度に策定した「浅川町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、既存住宅の適正管理に努めるとともに、町民ニーズや民間による住宅建設の動向を見極めながら、町営住宅の建て替え等を検討・推進していく必要があります。

また、本町では、木造住宅等の耐震診断・耐震改修を支援しているほか、住宅のトイレの改修や段差の解消等の生活環境改善へのサポートを行っていますが、安全・安心な居住環境を確保するため、今後も引き続き支援していく必要があります。

さらに、本町ではこれまで、花火の里ニュータウンの分譲を進めてきましたが、分譲件数は伸び悩みの状況にあります。今後、販売促進に関する取り組みの一層の充実を図るとともに、利活用に向けた取り組みを進める必要があります。

また、これら住宅施策と連動した定住・移住促進施策として、町内の空家等の有効活用を図るため、空家バンクにより空家情報の収集・提供を行っています。

今後は、こうした空家等の有効活用をはじめ、定住・移住を直

接的にサポートする施策や結婚を支援する施策について検討し、その推進に努める必要があります。

施策の体系

住宅、定住・移住

- (1) 公営住宅の適正管理と整備検討
- (2) 若者向け住宅環境の整備
- (3) 民間住宅の住環境向上の支援
- (4) 花火の里ニュータウンの販売促進と利活用
- (5) 定住・移住の促進に向けた取り組みの推進
- (6) シティプロモーションの推進
- (7) 結婚を希望する男女の支援

主要施策

(1) 公営住宅の適正管理と整備検討

重点プロジェクト⑨(総合戦略施策)

- ① 老朽化した町営住宅の用途廃止、修繕及び環境改善のための整備を行うとともに、定住促進住宅の適正な維持管理を行います。
- ② 町民ニーズや民間による住宅建設の動向を踏まえ、住宅需要を見極めながら、町営住宅の建て替え等を検討します。

(2) 若者向け住宅環境の整備

重点プロジェクト⑨(総合戦略施策)

若い夫婦の定住・移住の促進に向け、定住・移住促進住宅の増設を図ります。

(3) 民間住宅の住環境向上の支援

重点プロジェクト⑨(総合戦略施策)

- ① 地震に備え、木造住宅及び建築物の耐震診断・耐震改修を支援します。
- ② 住宅のトイレの改修や段差の解消など、住環境の改善を支援します。

重点プロジェクト⑨(総合戦略施策)

(4) 花火の里ニュータウンの販売促進と利活用

販売促進に関する取り組みの一層の充実を図るとともに、利活用に向けた取り組みを進めます。

(5) 定住・移住の促進に向けた取り組みの推進

- ① 定住・移住希望者からの相談に効果的に対応できるよう、移住相談体制の充実に努めます。
- ② 空家等を有効活用した定住・移住の促進に向け、空家バンクの充実による空家情報の収集・提供に努めるほか、空家の改修に対する支援を行います。
- ③ 県と連携し、東京圏から移住して就業・起業を行う人を支援する取り組みを行います。
- ④ 新築住宅の建設に関する支援について検討していきます。

(6) シティプロモーションの推進

町の知名度やイメージを向上させ、観光・交流人口の増加はもとより、本町のファンとなり応援してくれる関係人口の増加、さらには観光・交流・関係から移住への展開を図るため、様々な媒体・機会等を活用し、戦略的・効果的なシティプロモーション^{※33}を推進します。

(7) 結婚を希望する男女の支援

広域的連携による婚活イベントの開催や、県が行う結婚支援施策に関する情報提供など、結婚を希望する男女を支援する取り組みを推進します。

※33 地方自治体が行う宣伝・広報・営業活動のこと。地域の知名度やイメージの向上、ブランドの確立、地域経済の活性化などを目指した取り組み。

5. コミュニティ

現状と課題

まちづくりは、コミュニティ単位で行う自治活動が基本といえますが、近年、少子高齢化・核家族化の急速な進行や価値観の多様化、若者・後継者不足などにより、多くの地域においてコミュニティの弱体化や崩壊が懸念されています。

しかし、全国各地で大規模な自然災害が発生し、地域で支え合い助け合いながらともに生き、地域の課題を地域自らで解決していくことの重要性が強く再認識されるようになってきています。

本町では、自治組織として26の行政区が組織されており、集会所等のコミュニティ施設を拠点として、文化・スポーツ活動や地域環境の美化をはじめとする様々な活動が展開されています。

また、町では、集会所等の修繕・建て替えを支援しているほか、地域の伝統文化の保存等のため、助成事業の活用に取り組んでいます。

しかし、本町においても少子高齢化の進行や価値観の多様化等に伴い、今後のコミュニティの弱体化が懸念されています。

このため、今後とも、集会所等の整備支援や助成事業の活用をはじめ、コミュニティ活動の維持・活性化を促す取り組みを積極的に推進し、町民主体の自主的・自立的な魅力ある地域づくりを進めていく必要があります。

施策の体系

コミュニティ

- (1) コミュニティ施設の整備支援
- (2) コミュニティ活動の活性化支援
- (3) 多世代交流の場づくり

主要施策

(1) コミュニティ施設の整備支援

コミュニティ活動の拠点である集会所等のコミュニティ施設の適正な維持管理及び修繕・建て替え等の支援を行います。

(2) コミュニティ活動の活性化支援

- ① 地域の伝統文化の保存など自主的なコミュニティ活動の活性化に向け、関係機関と連携し、助成事業の活用に努めます。
- ② より活発な活動が展開できる環境づくりに向け、支援施策の充実について検討・推進します。

(3) 多世代交流の場づくり

多くの世代の町民が協力して地域づくりが進められるよう、あさかわ図書館を中心に、多世代交流事業の支援を行います。

6. 男女共同参画

現状と課題

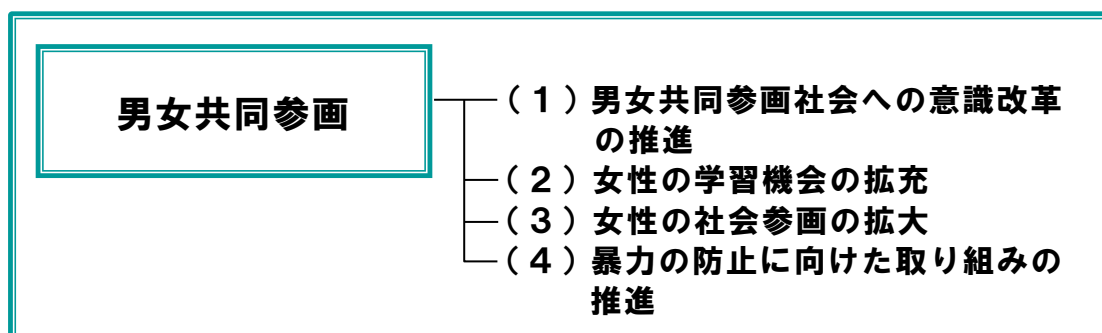
男女が対等な立場で、ともに責任を負い、社会のあらゆる分野において活動に参画することができる男女共同参画社会の形成が求められています。

本町では、女性団体の活動支援や審議会・委員会等への女性の登用などを行い、女性の社会参画の促進に努めていますが、依然として、男女が対等な立場で社会参画できる環境整備は十分とはいえません。

また、近年は、DV^{※34}などの暴力も社会問題化しています。

このため、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に様々な利益を享受することができるよう、意識改革の推進をはじめ、女性の社会参画を促進する施策を総合的に進めていく必要があります。

施策の体系



※34 domestic violence の略。親しい男女間における暴力や虐待。

主要施策

(1) 男女共同参画社会への意識改革の推進

広報・啓発活動や教育活動、生涯学習など様々な場を通して、男女共同参画に関する意識改革を推進し、性別による固定的な役割分担意識の解消などに努めます。

(2) 女性の学習機会の拡充

女性が参画しやすい講座や教室、講演会の開催を図り、女性の学習機会の拡充に努めます。

(3) 女性の社会参画の拡大

- ① 多様な分野における政策・方針決定の場への女性の参画を進めるため、町の審議会や委員会等への女性の積極的な登用を図ります。
- ② 女性団体連絡協議会等の女性団体の活動支援に努め、女性の能力や知識の向上、リーダーの育成を支援します。
- ③ 男女雇用機会均等法や育児・介護休業制度の周知、事業所等に対する男女共同参画に関する啓発など、ワーク・ライフ・バランス³⁵の実現に向けた支援に努めます。

(4) 暴力の防止に向けた取り組みの推進

DVなどの男女間の暴力の防止・解消に向け、関係機関と連携し、積極的な情報発信や相談・支援体制の整備に努めます。

※³⁵ 仕事と生活の調和。

7. 町民参画・協働

現状と課題

少子高齢化・人口減少の急速な進行や大規模な自然災害の発生をはじめ、社会環境が大きく変化する中、自立したまちづくりを進めるにあたっては、住民や住民団体、企業等と行政が、お互いの役割を理解し協力しながら、「自助」・「共助」・「公助」による参画・協働のまちづくりを進めていくことが重要です。

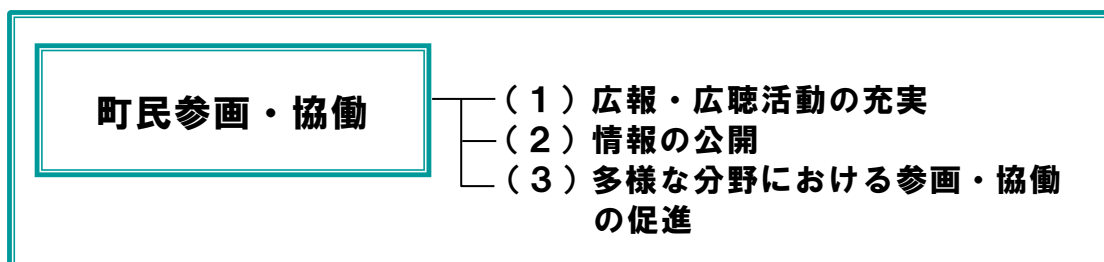
そのためには、行政側からの情報の公開・提供を積極的に行い、現在置かれている町の状況や課題を共有できるようにするとともに、様々な機会において、町民の参画を積極的に促進し、主体的にまちづくりにかかわるような仕組みづくりも必要です。

本町では、町民への情報提供や意見の反映を行うため、「広報あさかわ」やホームページをはじめ、「議会だより」や「公民館だより」、「保健センターだより」などを活用し、広報活動を推進するとともに、町政座談会の開催や各種アンケート調査、行政区要望調査の実施などの広聴活動を行っています。

また、情報公開条例に基づく情報公開を推進しているほか、各種の審議会や委員会を開催し、町民参画のもとに町の各種計画の策定・推進に努めています。

今後とも、積極的かつ様々な媒体を活用した広報・広聴活動や情報公開を推進するとともに、より多くの分野で町民等と行政が知恵と力を合わせた施策が進められるよう、参画・協働のまちづくりに向けた多様な取り組みを計画的に進めていくことが必要です。

施策の体系



主要施策

(1) 広報・広聴活動の充実

- ① 「広報あさかわ」について、町民の目線に立ったわかりやすく親しみやすい紙面づくりを行うとともに、各種のたよりやお知らせ等を有効に活用し、広報機能の強化を図ります。
- ② 町政座談会や各種アンケート調査、行政区要望調査の充実等により、広聴機能の強化に努めます。
- ③ ホームページの迅速な情報更新や掲載内容の充実、有効活用を図り、双方向性の広報・広聴活動を推進します。

(2) 情報の公開

町民参画による公正で開かれた町政を推進するため、文書管理体制を充実し、個人情報保護に配慮しながら、情報公開を推進します。

(3) 多様な分野における参画・協働の促進

町の各種計画の策定・実施・点検・見直しや各種行事・イベントの企画・開催をはじめ、多様な分野において、町民や町民団体、民間企業等の参画・協働を促進します。

8. 行財政運営

現状と課題

地方分権・地方創生も新たな局面を迎え、今後、自治体には、独自の政策を自ら考え、自らの財源と権限によって実行していく力が強く求められます。

本町ではこれまで、「浅川町行政改革大綱」や「浅川町集中改革プラン」等に基づき、指定管理者制度の導入や事業の民間委託、業務のICT化、さらには「定員適正化計画」等による職員数の削減などを行ってきましたが、社会環境の変化等に伴い、行政に求められる役割と責任はますます大きくなっています。

また、公共施設の維持管理をはじめ、庁舎機能の向上と町民サービスの向上を目指し、各種設備の充実や各種改修工事・耐震補強工事を実施してきましたが、役場庁舎においては築62年を超え、老朽化が進み、防災拠点としての機能の低下も懸念される状況となっています。

このような中、効果的かつ効率的な行財政運営が求められており、最小限の経費で最大限の効果を発揮するため、今後とも行政組織の改革をはじめ、事務・事業の見直しや定員管理の適正化、職員の資質の向上に努めていく必要があります。

また、広域的に実施した方が効果的な施策・事業については、今後とも、近隣市町村との連携を図って進めていくことが必要です。

さらに、公共施設の総合的・計画的な管理を推進するため、「浅川町公共施設等総合管理計画」及び「浅川町個別施設計画」に基づき、新庁舎の建設や既存施設の活用など、様々な可能性を精査し、長期的な視野で検討を進める必要があります。

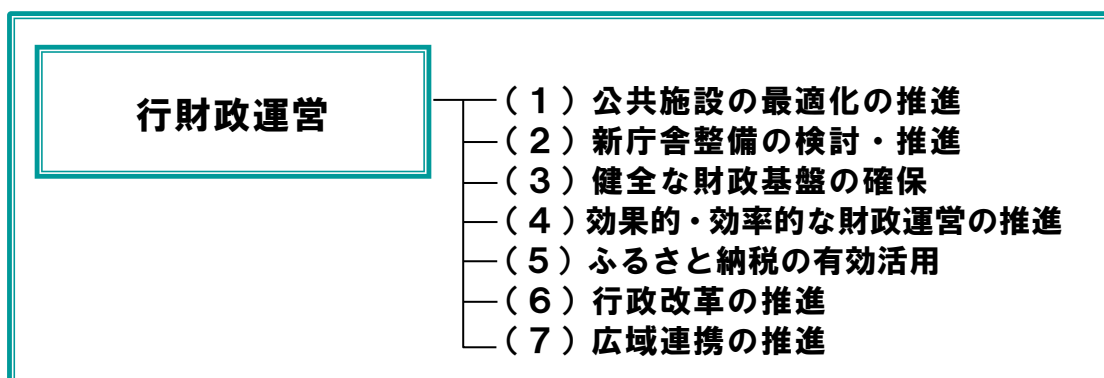
本町の財政状況に関しては、これまで厳しい状況にありながらも、必要最小限の事業推進と効果的・効率的な財政運営に努めながら、財政の健全化を図ってきました。

しかし、今後、少子高齢化への対応や教育・文化環境の整備に伴う経費や、上・下水道の維持・充実など公営企業に関する経費

の増大も見込まれ、財政状況はさらに厳しい状況になることが予想されます。

今後は、こうした状況を十分に踏まえ、実施する事業の重要度・緊急度を適正に見極めながら経費の抑制に努めるとともに、町税等の収納率の向上対策の推進、国・県の補助事業等の有効活用を図り、効果的・効率的な財政運営を推進していく必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 公共施設の最適化の推進

「浅川町公共施設等総合管理計画」及び「浅川町個別施設計画」に基づき、公共施設の総合的・計画的な維持管理とともに、集約化・複合化による最適化を推進します。

(2) 新庁舎整備の検討・推進

老朽化への対応や耐震化、情報ネットワーク化、バリアフリー化、障がい者へのトイレ等の対応など、町民サービスの向上を目指し、防災拠点機能をあわせ持つ新庁舎の整備について検討・推進します。

(3) 健全な財政基盤の確保

自主財源の確保を図るため、町税等の収納率の向上に向けた抜本的な対策を推進するとともに、国・県の補助金等の有効活用を図り、健全な財政基盤の確保に努めます。

(4) 効果的・効率的な財政運営の推進

将来的な財政状況を見据えながら、経費の抑制に努めるとともに、実施する事業の重要度・緊急度を見極めつつ、適正かつ効果的・効率的な財政運営を推進します。

(5) ふるさと納税の有効活用

重点プロジェクト⑩(総合戦略施策)

ふるさと納税や企業版ふるさと納税について、寄附者の増加に向けた取り組みを進め、まちづくりの財源として有効に活用していくとともに、関係人口の増加につなげていきます。

(6) 行政改革の推進

行政組織・機構の改革や事務事業の見直し、定員管理の適正化、研修等による職員のスキルアップ、高度情報化の推進など、行政改革を推進します。

(7) 広域連携の推進

- ① 効率的な行財政運営を進めるため、一部事務組合等による共同事業を引き続き推進します。
- ② 郡山市と周辺市町村（4市7町4村）が連携して持続可能な圏域づくりを進めるため、「こおりやま連携中枢都市圏ビジョン」に基づき、各種連携事業を積極的に推進します。